

東京都男女平等参画推進総合計画

Ⅱ 東京都配偶者暴力対策基本計画



令和4年3月



東京都男女平等参画推進総合計画
－Ⅱ 東京都配偶者暴力対策基本計画－
目次

第3部 配偶者暴力対策基本計画

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 配偶者暴力をめぐる現状等 | 2 |
| 1 都・国の動き..... | 2 |
| 2 計画の位置づけ..... | 5 |
| 3 暴力のない社会の実現に向けて..... | 6 |
| 4 計画の体系..... | 7 |
| 5 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点等..... | 11 |
| (1) 配偶者暴力の現状等..... | 11 |
| (2) 施策実施に当たっての視点..... | 29 |
| 第2章 配偶者暴力対策 | 31 |
| 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見..... | 32 |
| (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進..... | 32 |
| (2) 早期発見体制の充実..... | 37 |
| 2 多様な相談体制の整備..... | 42 |
| (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実..... | 42 |
| (2) 身近な地域での相談窓口の充実..... | 47 |
| (3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実..... | 50 |
| 3 安全な保護のための体制の整備..... | 57 |
| (1) 保護体制の整備..... | 57 |
| (2) 安全の確保と加害者対応..... | 60 |
| 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備..... | 64 |
| (1) 総合的な自立支援の展開..... | 64 |
| (2) 安全で安心できる生活支援..... | 68 |
| (3) 就労支援の充実..... | 74 |
| (4) 住宅確保のための支援の充実..... | 77 |
| (5) 子供のケア体制の充実..... | 80 |
| 5 関係機関・団体等の連携の推進..... | 83 |
| (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化..... | 83 |
| (2) 民間団体との連携・協力の促進..... | 87 |
| 6 人材育成の推進..... | 91 |
| 7 二次被害防止と適切な苦情対応..... | 93 |
| 8 調査研究の推進..... | 95 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策 | 97 |
| 1 性暴力被害者に対する支援 | 98 |
| 2 ストーカー被害者に対する支援 | 105 |
| 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 | 110 |
| 4 性・暴力表現等への対応 | 114 |
| 数値目標（配偶者暴力対策基本計画） | 118 |
| 東京都配偶者暴力対策基本計画 事業一覧 | 120 |
| 東京都配偶者暴力対策基本計画 都民・事業者の取組一覧 | 122 |
| 推進体制（再掲） | 125 |

※第1部 総合計画の基本方針、第2部 女性活躍推進計画については、別冊「東京都男女平等参画推進総合計画－I 東京都女性活躍推進計画－」として取りまとめています。

| |
|------------------------------------|
| 「具体的施策」表中番号欄の☆印は、前回計画からの新規事業を示している |
|------------------------------------|

参考資料

| | |
|--|-----|
| 1 配偶者暴力対策等をめぐるこれまでの取組経過 | 130 |
| 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 133 |
| 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要） | 145 |
| 4 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議設置要綱 | 153 |
| 5 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議委員名簿 | 159 |



コ

ラ

ム

ー

覧

01

民生委員・児童委員の取組
地域住民の相談に乗り、寄り添う
～東京都民生児童委員連合会～

P41

P49

両性の平等から多様な性のあり方も見据えた活動
～第二東京弁護士会～

02

03

東京出入国在留管理局の取組
配偶者等暴力の外国人被害者が引き続き日本に在留できるような配慮
～法務省東京出入国在留管理局～

P55

P56

「女性の人権ホットライン」
強化週間における人権擁護委員の電話相談について
～東京都人権擁護委員連合会～

04

05

東京地検の取組
～東京地方検察庁～

P63

P72

日本司法支援センター（法テラス）の制度・取組のご紹介
～日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）～

06

07

東京弁護士会 性の平等に関する委員会の取組
～東京弁護士会～

P73

P89

「連携する力ー暴力防止と回復支援への相乗的な効果」
～NPO 法人女性ネット Saya-Saya～

08

09

連携同行支援事業を中心とした当事者支援
～一般社団法人ウェルク～

P90

P109

第一東京弁護士会の取組
～第一東京弁護士会～

10

第3部

配偶者暴力対策基本計画

第1章 配偶者暴力をめぐる現状等

1 都・国の動き

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

都は、平成12年3月に制定した東京都男女平等参画基本条例において、「性別による権利侵害の禁止」として、家庭内等における配偶者暴力の禁止や、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止等について定め、以降その対策に取り組んできました。

その後、配偶者暴力対策については、平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、配偶者暴力の防止や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が初めて明示されました。

都は、こうした流れを受け、平成14年度に、「男女平等参画のための東京都行動計画」で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、平成16年の法改正で都道府県による基本計画の策定が定められ、都道府県基本計画の指針となるべき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

このことを受け、都では、平成18年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

平成19年度の法改正では、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされるとともに、被害者の自立支援に関する関係機関の連携強化などが掲げられました。

その後、都は、法改正の趣旨等も踏まえて平成21年3月及び平成24年3月に基本計画を改定しました。

平成25年度には、3度目の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について法が準用されることとなり、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。また、同法に基づき平成26年1月に基本方針が改正されました。こうして、都は、平成29年3月に3度目となる基本計画の改定を行いました。

令和元年6月には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保

護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者に同伴する家族も含めることとする法改正が行われ、都は、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進してきました。

また、男女間の暴力の防止に向け、配偶者暴力対策以外の取組も進んできています。

ストーカー行為に関しては、平成12年11月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)が施行され、被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしてきました。

しかしその後も、被害者の命が奪われるなどの深刻な被害が発生したことから、被害の実情等を踏まえ、平成25年の法改正では電子メールを送信する行為、平成28年12月の法改正ではSNS等でのメッセージの連続送信や個人のブログへの執拗な書き込みをする行為についても規制対象に加わりました。

さらに、令和3年5月の法改正では、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等をする行為や、被害者の住居や職場等以外の実際にいる場所における見張り等の行為、連続して手紙等の文書を送る行為が規制対象に加わるなど、対策の強化が図られています。

また、いわゆるリベンジポルノに関しては、平成25年10月に起きたストーカー殺人事件において、加害者が女性の性的画像をネット上で拡散したことが社会問題になりました。これをきっかけに同様の行為を規制するよう求める声が高まり、平成26年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(いわゆる「リベンジポルノ法」)が制定されました。

性犯罪・性暴力への対策として、都では、平成27年7月に、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から相談・医療・精神的ケア等の支援をワンストップで行うための取組を民間支援団体等との連携により開始しています。

国においては、令和2年6月に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいます。

都では、性犯罪・性暴力を含む犯罪等により被害を受けた方々に対する支援の姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めるため、令和2年3月に「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定しました。さらに、令和3年2月には、「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化、配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援など、被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供に取り組んでいます。

配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた対策は着実に前進してきましたが、今なお積極的に取り組むべき課題であり、さらに、法改正や社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症等により生じた新たな課題などへの取組が求められます。

このような状況の中、令和3年4月、都は知事の附属機関である「東京都男女平等参画審議会」に対して、東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）の改定に当たっての基本的考え方を諮問し、令和4年1月に答申を受けました。そして、審議会答申及び前基本計画の成果・課題等を踏まえて、今回の改定を行いました。

本基本計画は、「東京都女性活躍推進計画」と合わせ、総合計画として、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画に位置付けられています。

また、性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題を合わせて掲載しています。

今後、この基本計画に基づき、施策を着実に推進するとともに、連携体制の強化に努め、暴力のない社会の実現を目指して更に前進していきます。

2 計画の位置づけ

この基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づき、国の基本方針に即し、都における配偶者暴力対策を体系的に示す基本計画です。

「性暴力被害者に対する支援」「ストーカー被害者に対する支援」「性・暴力表現等への対応」など、男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策を合わせて掲載しています。

●○●ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）●○● 「DV」と略されることが多く、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振られる暴力」という意味で使われることが多いようです。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振られる暴力を含めて使用される場合もあります。人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、この計画では、固有名詞を除き「DV」という言葉は使いません。

●○●配偶者・配偶者等●○● 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。また、平成25年度の配偶者暴力防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手からの暴力を受ける場合も、法が準用されるようになりました。なお、都では、法律の根拠を必要としない様々な施策については、恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め対応しています。この基本計画では法の対象となっていない恋人などを含む場合には「配偶者等」と表記します。

●○●配偶者等暴力の形態●○● 「殴る」、「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

3 暴力のない社会の実現に向けて

配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体や心の回復に長い時間がかかる場合も多く見られます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るために、都は、区市町村、民間団体、警察など関係機関と力を合わせて取り組んでいきます。

特に、配偶者等暴力対策においては、暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者等暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。

配偶者暴力防止法が制定されてから20年が経ち、その間、都内では、東京都はもとより、区市町村においても配偶者暴力相談支援センターなど専門相談窓口の整備が進むなど、被害者やその子供を対象とした様々な取組が、関係機関の連携により行われてきました。令和元年度には、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者等暴力被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。このように配偶者等暴力対策には、多岐にわたる対応と緊密な連携が必要な段階に入ってきていることも考慮に入れ、「都の配偶者暴力相談支援センターの充実」と「区市町村・民間団体等の支援及び連携」を両輪としながら、今後の取組を積極的に推進していく必要があります。

また、違法な性・暴力表現への対策、スマートフォンの普及に伴うSNS等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むとともに、メディア等において人権の尊重を確保することも重要です。

女性も男性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提であり、あらゆる暴力の根絶につながっていきます。

また、同性同士のストーカー行為、性暴力、親密な間柄にあるパートナーからの暴力による被害も起きています。

人権尊重の観点から、それぞれの被害者の状況に配慮した支援を行っていく必要があります。

都は、こうした考え方に基づき、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に展開していきます。

4 計画の体系

*第1部、第2部は、別冊「I 東京都女性活躍推進計画」に記載

具体的施策

第2章 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

- ア 都における普及啓発の実施
- イ 区市町村における普及啓発の支援
- ウ 学校での人権教育の推進
- エ 若年層向け啓発事業の推進

(2) 早期発見体制の充実

- ア 医療機関における適切な対応
- イ 保健所や保健センターにおける適切な支援
- ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
- エ 民生委員・児童委員への研修の実施
- オ 警察における通報への対応

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
- イ インターネットによる情報の提供
- ウ 被害者支援基本プログラムの活用
- エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- ア 警察における対応
- イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

- ア 外国人被害者への対応
- イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応
- ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化
- エ 男性被害者への対応
- オ 多様化する相談等への対応

具体的施策

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

- ア 一時保護体制の拡充
- イ 同伴児童への対応の充実

(2) 安全の確保と加害者対応

- ア 警察における対応
- イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化
- ウ 加害者対応

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

- ア 総合的な被害者支援のための質の充実
- イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
- ウ 福祉事務所等との連携強化
- エ ひとり親家庭の支援の充実

(2) 安全で安心できる生活支援

- ア 住民票の取扱い等適切な運用
- イ 医療保険に関する適切な情報提供
- ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供
- エ 就学の支援
- オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
- カ 自助グループへの参加支援
- キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

(3) 就労支援の充実

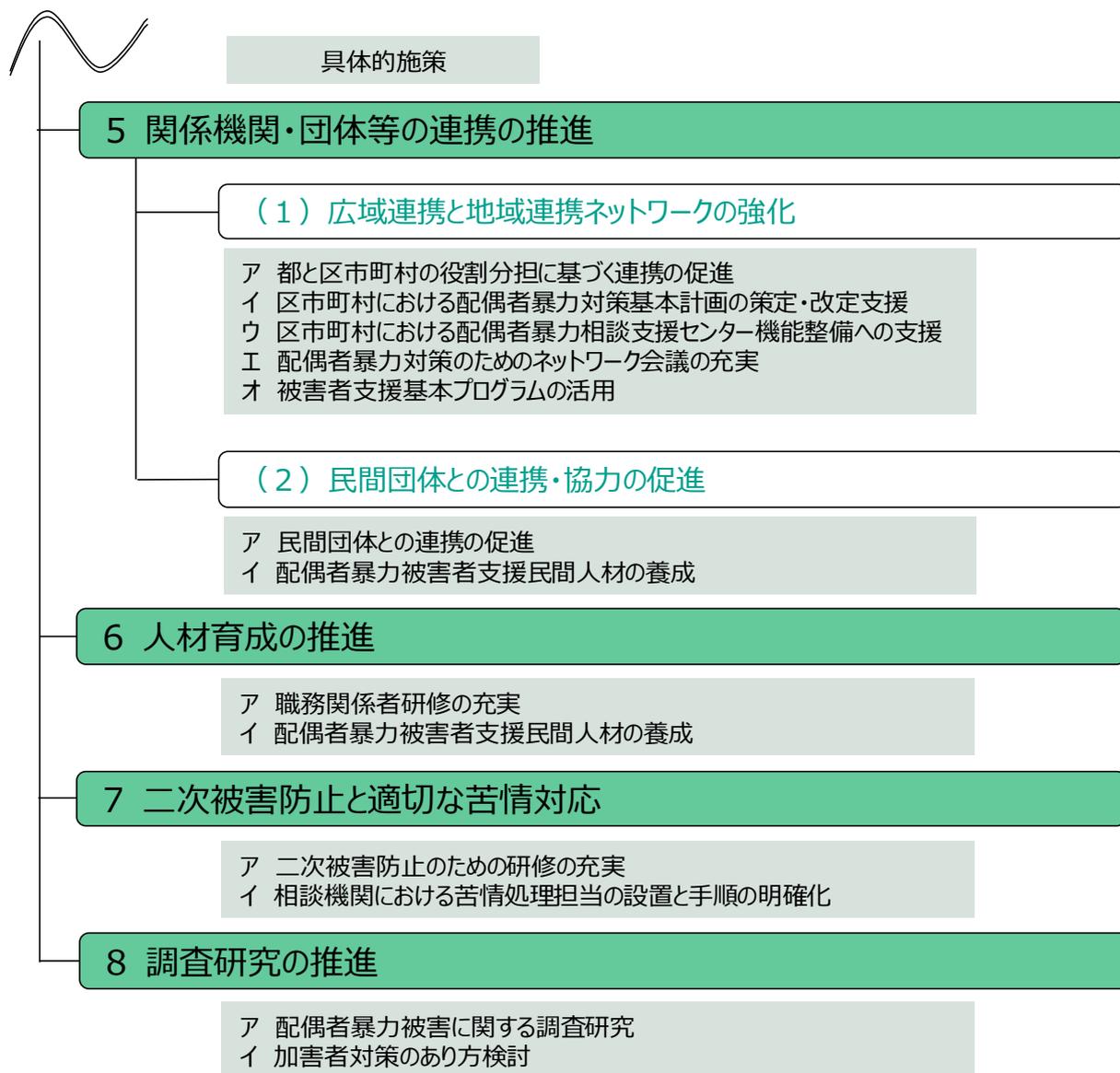
- ア 職業訓練の実施
- イ 東京しごとセンター等における就労支援
- ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援

(4) 住宅確保のための支援の充実

- ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保
- イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保
- ウ 一時保護施設等退所後の支援

(5) 子供のケア体制の充実

- ア 子供のケア体制の徹底
- イ 子供家庭支援センター機能の充実
- ウ 子供や保護者の心のケアの充実



具体的施策

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

- ア 被害者等への支援
- イ 普及・啓発

2 ストーカー被害者に対する支援

- ア 被害者等への支援
- イ 普及・啓発

3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

- ア 相談・普及啓発
- イ 労働相談
- ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策

4 性・暴力表現等への対応

- ア メディアへの対応
- イ 被害者への支援等
- ウ 普及・啓発

数値目標、東京都事業一覧、都民・事業者の取組一覧

推進体制（再掲）

- ア 都における体制
- イ 相談（都民からの申出）
- ウ 区市町村や事業者等との連携

ア 都民・事業者における体制

5 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点等

(1) 配偶者暴力の現状等

① 配偶者暴力についての相談の状況

<東京都>

配偶者暴力相談支援センター¹

都の配偶者暴力に関する相談件数は、平成13年度は3,334件でしたが、配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターが開設された平成14年度には7,300件と約2.2倍増となりました。近年は8,000件前後で推移しています(図1)。

令和2年度の相談件数7,338件のうち、被害者本人からの相談は、6,546件でした。内訳は、女性6,305件(96.3%)、男性241件(3.7%)となっています。

東京ウィメンズプラザの令和2年度の配偶者暴力の相談件数は3,912件であり、このうち被害者本人からの相談件数は、3,464件でした。

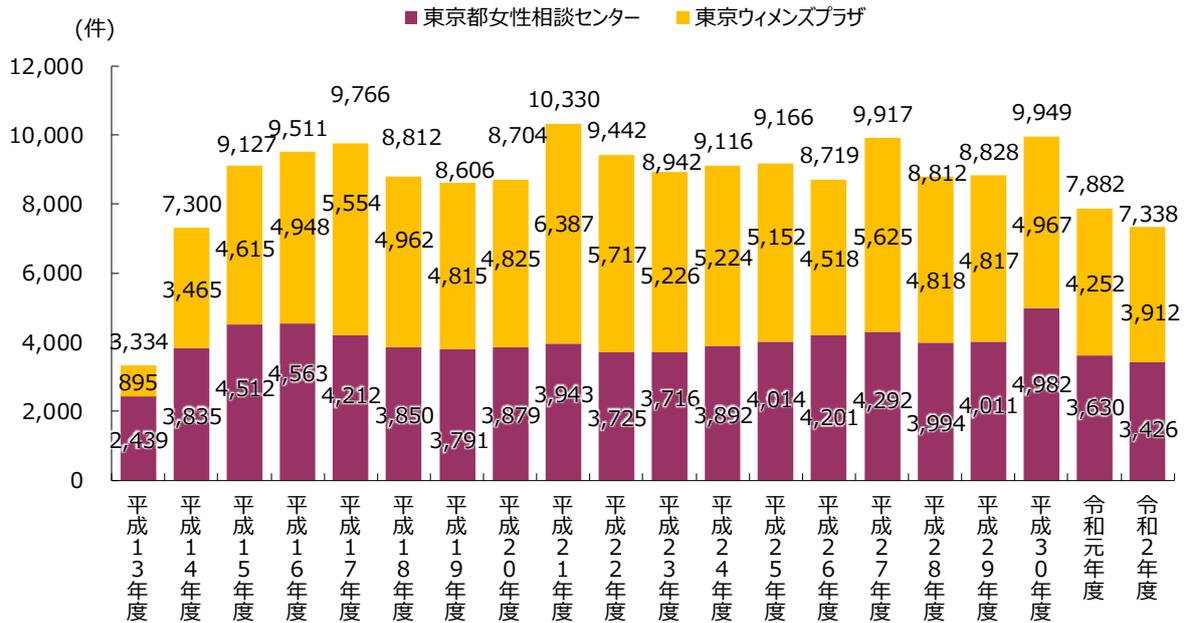
相談内容についてしてみると、最も多かったのは、「配偶者間で起きている問題(暴力を含む)にどう対応したらよいかわからない」で794件(全体の20.3%)でした。次に多かったのが、心の悩みや精神的な問題に関するもので、636件(16.3%)でした。続いて「離婚」に関することが多く、594件(15.2%)でした。

警視庁

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、令和2年度は8,441件であり、平成14年度の904件から、約9.3倍に増加しています。内訳は、女性6,707件(79.5%)、男性1,734件(20.5%)となっています(図2)。

¹ 配偶者暴力相談支援センター 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

図1 都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



資料：生活文化局調べ

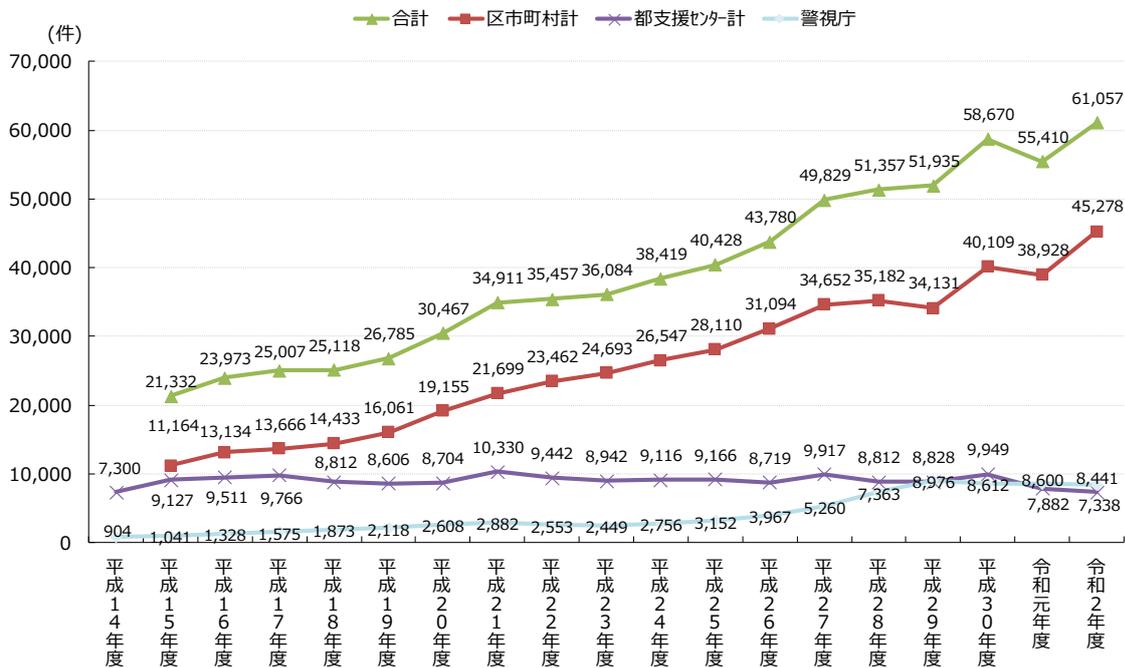
<区市町村>

都の調査では、区市町村における相談件数は、令和2年度は45,278件となっており、平成15年度の11,164件から約4倍の増加となっています（図2）。

区市町村では、配偶者暴力相談支援センターのほか、男女平等参画センターや福祉事務所、保健所・保健センター、子供家庭支援センターなど様々な相談窓口で配偶者暴力相談を受け付けています。

区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能の整備をはじめとする、地域における相談体制の充実や、相談窓口の周知により、身近なところで相談する人が増加していることが窺えます。

図2 都内各相談機関における相談件数の推移



資料：生活文化局調べ

都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村で受け付けた全体の相談件数は、令和2年度は61,057件となっており、特に区市町村において相談件数の増加が顕著になっています。

② 一時保護²件数

都が実施した一時保護件数は、令和2年度は371件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された平成14年度以降、一時保護所への入所者は、母子の割合が高くなっています（図3）。

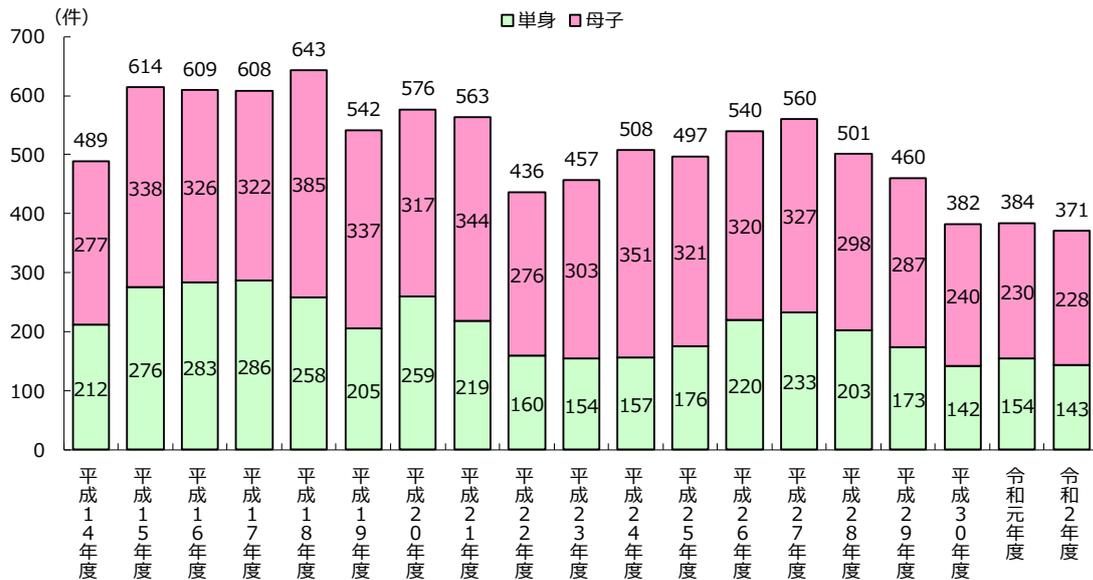
区市町村における独自の一時的な保護は増加しており、令和2年度は405件となっています。

このほか都内の民間シェルター³においても、独自に一時的な保護が行われています。

² 一時保護 暴力から逃れ、家を出た被害者や子供の安全を確保するため、緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

³ 民間シェルター 民間の団体等が自主的に運営し、暴力から避難する必要がある被害者とその子供などの保護を行っている施設

図3 都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



* 母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています。

資料：生活文化局調べ

③ 保護命令⁴件数

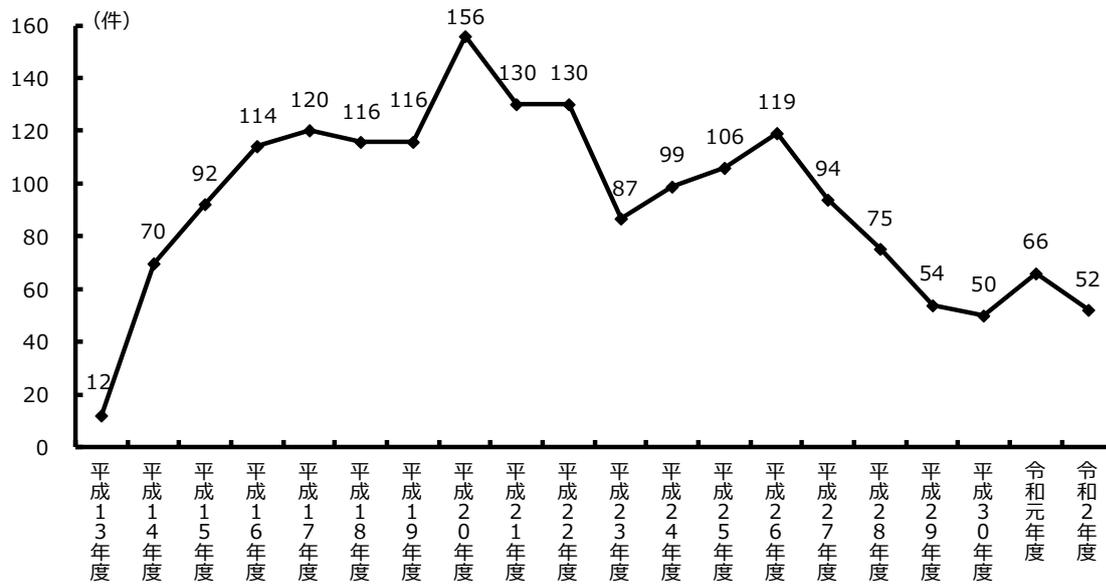
東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、近年 50 件前後で推移し、配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月から令和 3 年 3 月末までの合計では 1,858 件となりました（図 4）。

保護命令の内訳は、被害者への保護命令のみ発令されたのが 767 件で、このうち「接近禁止命令のみ」は 310 件、「接近禁止命令」と「退去命令」や「電話等禁止命令」が併せて発令されたのは 451 件でした。

「子への接近禁止命令」の発令件数は 718 件でした。また、「親族等への接近禁止命令」の発令件数は 116 件、「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された件数は 257 件でした。

⁴ 保護命令 配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための制度です（ただし、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けており、更なる暴力で生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に限ります。保護の対象には、被害者本人のほか、被害者と同居する未成年の子、危害を受けるおそれのある被害者の親族、知人等も含まれます。）。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力を振るったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。保護命令には、暴力を振るった者に対し、被害者につきまったり、住居、勤務先などの近くをはいかいたりすることを禁止する「被害者への接近禁止命令」（6か月間）と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」（2か月間）のほか、被害者への接近禁止命令と併せて発令される「被害者への電話等禁止命令」、「被害者の同居の子への接近禁止命令」、「被害者の親族等への接近禁止命令」の五つの類型があります。

図4 保護命令発令件数の推移（東京地方裁判所管内）



* 平成13年度分は、同年10月13日以降の件数
資料：生活文化局調べ

④ 「被害者の面接相談」からみた配偶者暴力被害の傾向

<被害者（本人）の状況>

ア 年代・職業等

- 被害者の年代は、40歳代が最も多く36.1%で、続いて30歳代が26.5%、50歳代及び20歳代が14.5%となっています(図5)。
- 被害者の職業は、「無職（主婦）」が47.0%、「パート・アルバイト」が27.7%、「会社員・正規職員」が16.9%、「自営業」が3.6%となっています(図6)。
- 被害者の83.1%に子供がいます。子供の人数は1人が最も多く44.9%、続いて2人が39.1%となっています(図7)。
- 子供の年代については、小学生の子供を持つ被害者が31.9%で最も多く、0～2歳の乳幼児を持つ被害者も27.5%に上ります。
- 被害者の多くは子育て世代であり、その多くが「無職（主婦）」や「パート・アルバイト」であることから、被害者が加害者から逃れて生活する上では生活基盤が脆弱な状況であることが窺えます。

図5 被害者の年代

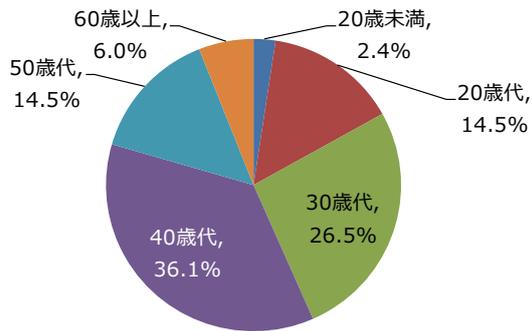
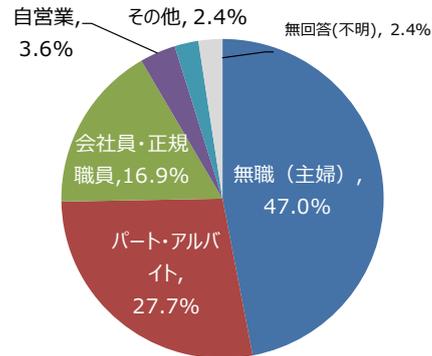
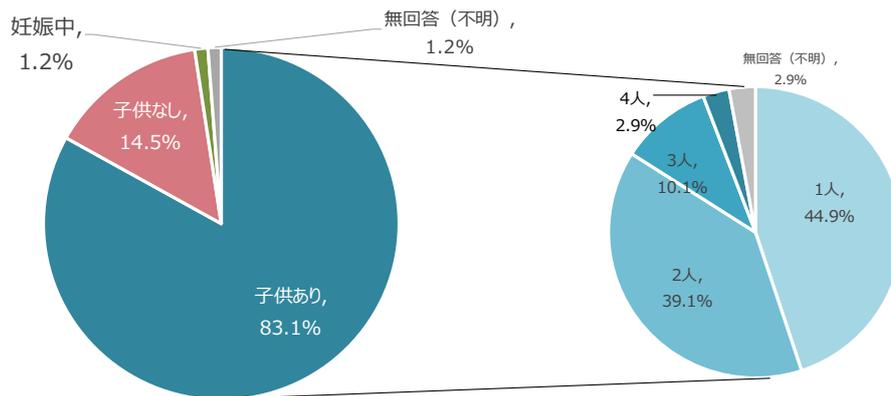


図6 被害者の職業



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

図7 被害者の子供の有無と人数



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

イ 暴力と被害の状況

- 配偶者暴力には、大きく分けて身体的暴力、精神的暴力、性的暴力があります。
- 調査では、被害者の80.7%が身体的暴力を、92.8%が精神的暴力を受けています。身体的暴力としては、「殴る」(71.6%)、「蹴る」(46.3%)、「物を投げつける」(38.8%)、精神的暴力としては、「怒鳴る」(88.3%)、「脅す」(49.4%)、「バカにする」(46.8%)が主なものとなっています。

- 暴力による具体的被害としては、「打撲・あざ」(60.5%)や「顔が腫れる・あざ」(44.2%)、「頭部の怪我・こぶ」(30.2%)といった身体的なもののほか、「怯え」(68.6%)や「自己評価の低下」(24.3%)、「うつ状態」(20.0%)など、精神的被害の割合が高くなっています。
- 暴力を受けた人の55.4%に病院等の来院歴があり、そのうち約半数の人が精神科を受診しています。

ウ 暴力を受けていた期間

- 最初の暴力は、「結婚前から」が26.5%、「結婚1年未満」が32.5%と、結婚前後の時期から始まった人で約6割を占めています(図8)。
- 結婚している、又はしていた人の婚姻期間は、「10年以上」が34.9%、「5～10年未満」が20.5%となっており、暴力が始まった時期と結婚期間を考え合わせると、長期間暴力を振るわれ続けている状況も窺えます(図9)。
- また、暴力を受けながら、暴力から逃げられなかった理由としては、「経済的な不安」(31.3%)「子供のためひとり親は避けたい」(14.5%)、「逃げても見つかり、よりひどい暴力を受ける」(14.5%)、「暴力という認識がなかった」(10.8%)が多く挙げられています(図10)。

図8 最初の暴力の時期

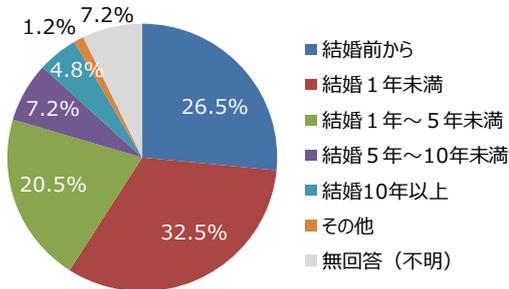
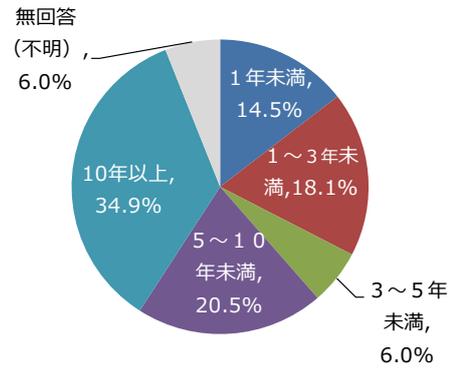
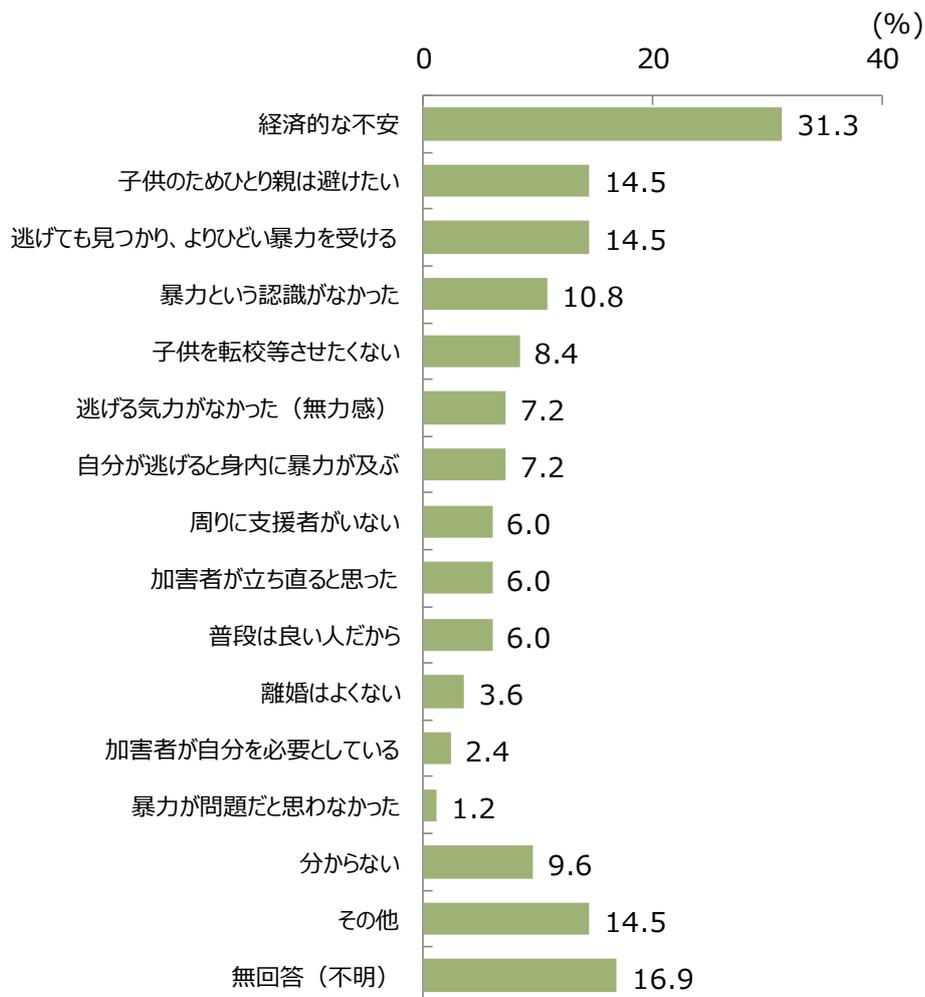


図9 婚姻期間



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

図10 暴力から逃げられなかった理由（複数回答）

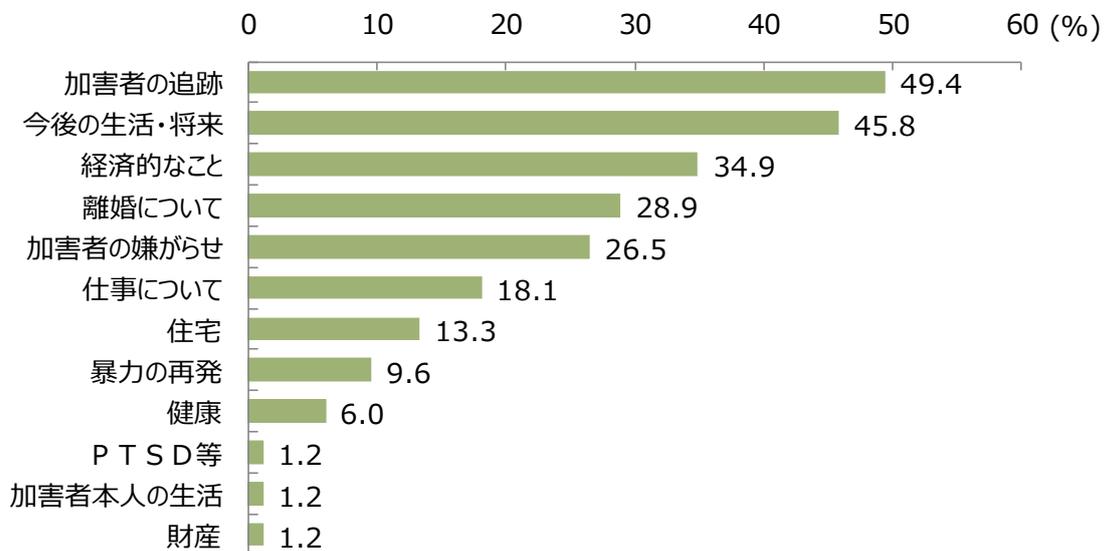


資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

エ 被害者が不安に思っていること

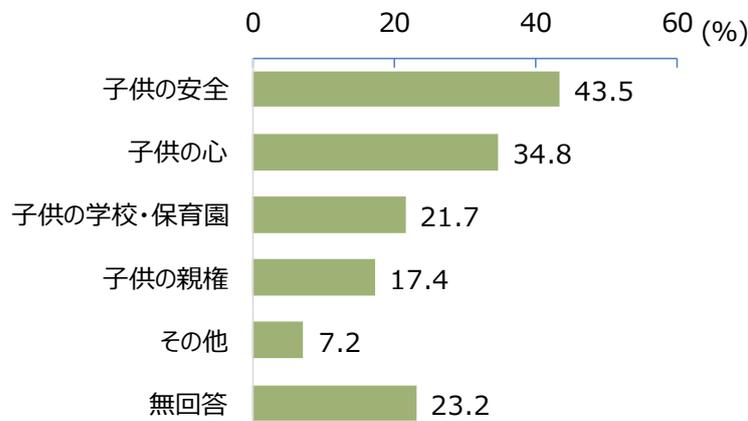
- 被害者が不安に思っていることとしては、「加害者の追跡」(49.4%)が最も多く、「今後の生活・将来」(45.8%)、「経済的なこと」(34.9%)などの不安が多く見られます(図11)。
- 子供のいる被害者が子供に関して不安に思っていることとしては、「子供の安全」(43.5%)が最も多く、「子供の心」(34.8%)、「子供の学校・保育園」(21.7%)などが続きます(図12)。

図11 被害者本人が不安に思っていること(複数回答)



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査(令和2年3月)」

図12 子供のいる被害者が子供に関して不安に思っていること(複数回答)



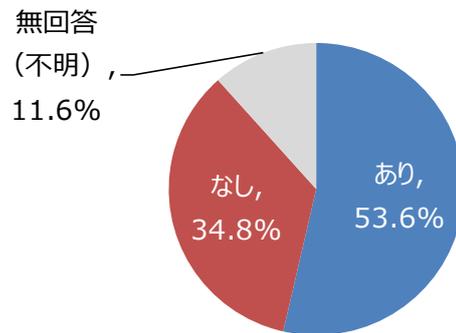
資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査(令和2年3月)」

<被害者から見た子供の状況>

ア 子供への暴力

- 加害者から子供への暴力は 53.6%の被害者があったとしています（図 13）。
- 暴力の内容としては、精神的暴力が 78.4%、身体的暴力が 37.8%となっています。

図 13 加害者から子供への暴力の有無

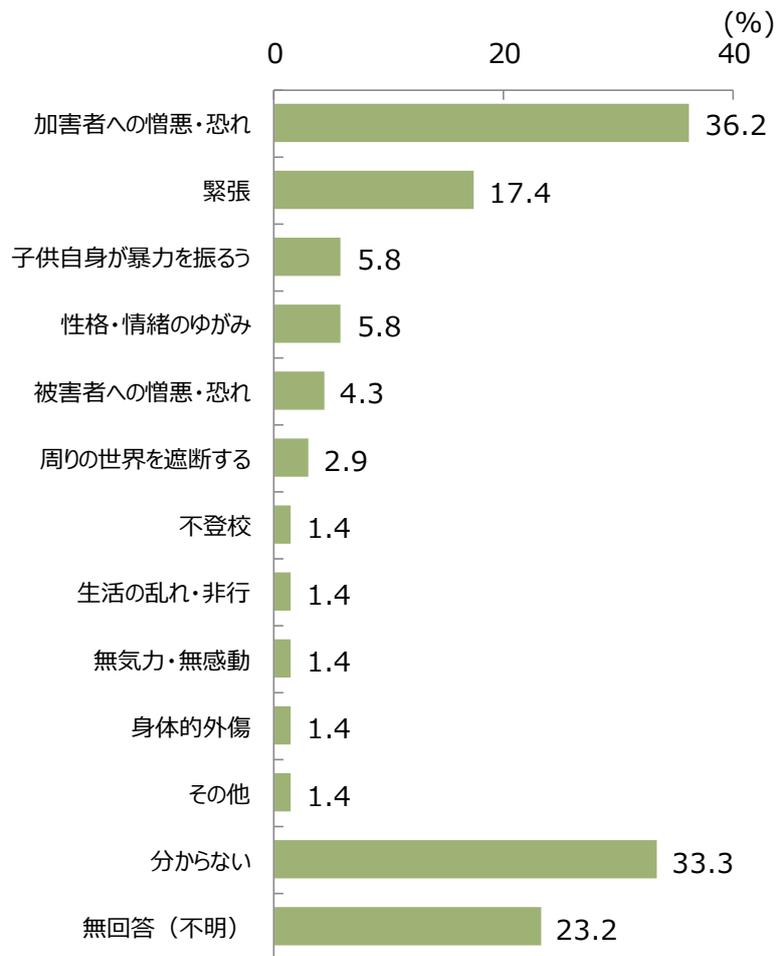


資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

イ 配偶者暴力が子供に与える影響

- 子供への影響としては、「加害者への憎悪・恐れ」（36.2%）、「緊張」（17.4%）、「子供自身が暴力を振るう」（5.8%）、「性格・情緒のゆがみ」（5.8%）などが挙げられています（図 14）。

図14 子供への影響（複数回答）



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

⑤ 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況

被害者の保護と支援は、被害の発見に始まり、生命等に危険のある場合に暴力から逃れるための一時保護や新たな生活を始めるための支援まで様々な段階があり、その領域も広い範囲に及んでいます。

このため、配偶者等暴力対策には、多くの機関や団体が関わることとなります。

配偶者等暴力に対する社会的関心の高まりを背景に、配偶者暴力防止法の改正を経て、各機関・団体の取組の充実が図られてきたところですが、今後、これらの機関・団体がそれぞれの役割と機能を十分に果たしながら、一層連携を強化していくことが必要です。

<東京都>

都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担っています。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点施設として、相談、一時保護、就労や住宅等自立して生活するために必要な情報の提供など、被害者の救済と生活再建に向けた支援を一貫して行っています。

東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担っています。東京都女性相談センターは相談機能のほかに、主に一時保護機能を担っており、被害者の保護・支援に関係機関と連携して取り組んでいます。

警察は、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っています。

ア 東京都配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

- 弁護士・精神科医による専門相談を含め、総合的な相談を実施しています。男性からの相談にも対応しています。相談の一環として、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等も行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。
- 被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ⁵等の活動を支援しています。
- 配偶者等暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行っています。
- 都内配偶者暴力相談支援センターの中核として、センター間の連携を図るとともに、区市町村のセンター整備に向けて技術的支援を行っています。

⁵ 自助グループ 同じ心の悩みを抱えた人々が集まり、互いに語り合い励まし合うためのグループ

東京都女性相談センター

- 電話相談、面接相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を行っています。
- 加害者の暴力から一時的に避難するための一時保護に関する業務を行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。

イ 警視庁

- 警視庁総合相談センターや各警察署の生活安全課で被害の通報、相談に対応し、必要に応じて一時保護へつなぎます。
- 保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等（警視庁は警視総監又は警察署長）による援助⁶等の支援を行っています。
- 元交際相手等からのつきまとい等に対しては、ストーカー規制法による対応を行っています。
- 他の機関では対応が困難な緊急時には、被害者に対する安全確保を行います。

ウ 庁内関係局

- 生活文化スポーツ局及び福祉保健局が中心となり、配偶者等暴力対策に関する総合的な取組を行っています。
- 被害者の生活再建に向けて福祉、保健・医療、就労や住宅等の施策を所管する各局が、組織横断的に被害者の状況に応じた取組を行っています。

⁶ 警察本部長等による援助 配偶者暴力防止法第8条の2により、被害者から、被害を自ら防止するため警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合、警察は、その申出が相当であると認めるときは、状況に応じて避難その他の措置を教示する等、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされています。

<区市町村>

区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害の発見や相談への対応、被害者の自立支援において重要な役割を担っています。

区市町村への相談は年々増加し、令和2年度には約45,000件となっています。

また、平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、地域に根ざしたきめ細かい支援策の充実が求められるようになり、区市町村においても、配偶者暴力対策基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター機能を整備するよう努めなければならないとされました。

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画センター、福祉事務所を中心に、関係機関と連携して相談やサービスの提供を行っています。
- 一時保護を要する被害者については、東京都配偶者暴力相談支援センターと連携して保護を行うほか、独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村も増加しており、令和2年度には51区市町村に及んでいます。
- 住民登録、保険、年金、子供の就学等生活全般にわたる支援を継続的に行っています。
- 令和2年度には、47区市で配偶者暴力に関する情報交換や被害者支援体制の強化等について検討する連絡会議が設置されています。
- 区市町村における基本計画の策定については、令和3年10月現在、50区市町が策定済み、6町村が今後検討するとしています。

- 令和4年2月現在、17区が配偶者暴力相談支援センター機能を整備済みです。

| 整備年度 | センター整備の自治体 | 整備年度 | センター整備の自治体 |
|--------|----------------|--------|----------------|
| 平成21年度 | 港区 | 平成28年度 | 北区・江戸川区 杉並区 |
| 平成23年度 | 板橋区 | 平成29年度 | 新宿区 |
| 平成25年度 | 江東区・中野区 豊島区 | 平成30年度 | 大田区・世田谷区 |
| 平成26年度 | 葛飾区・練馬区 | 令和元年度 | 文京区 |
| 平成27年度 | 台東区・荒川区 | 令和2年度 | 品川区 |

- 都の調査（令和3年度）では、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、1区が検討中、3区5市1町が今後検討するとしています。また、機能整備に当たり困難だと思える点について、半数以上の区市町村が、人員・予算の問題と相談体制及び対応への不安を挙げています。

<地方裁判所>

配偶者暴力防止法では、被害者の生命又は身体に重大な危害が及ぶおそれがあるときに、加害者が被害者やその関係者に近寄らないよう命ずる「保護命令」について定めています。

また、配偶者暴力防止法やストーカー規制法で対応のできない被害者や関係者への接近や暴力脅迫等を防ぐため、民事保全法に基づく仮処分命令の制度があります。

これらは、被害者の申立てに基づき、地方裁判所で決定を行います。

- 令和2年の保護命令発令件数は、全国で1,465件となっています。
- 保護命令に必要な「申立書」を被害者が作成する際には、配偶者暴力相談支援センターや警察が助言等の支援を行っています。
- 保護命令が出された場合、裁判所は速やかに配偶者暴力相談支援センターや警察等に通知することとなっており、被害者の生命、身体の保護のための連携を図っています。

<民間団体>

配偶者等暴力問題に関連して、様々な民間団体が活動しています。

- 被害者支援のための豊富なノウハウを持って積極的に被害者支援に取り組んでいる民間支援団体は、多くの被害者を支えています。その取組としては、相談、民間シェルターやステップハウス⁷の運営、被害者の同行支援、就労のための講座開催、自助グループ活動等があり、被害者の立場に立った幅広いものとなっています。
- 近年、民間支援団体の中には、国や自治体からの委託や助成を受けて被害者支援を行う団体も増加しており、連携した取組が進んできています。
- 弁護士会、医師会、民生・児童委員協議会等、それぞれ専門性の高いこうした団体は、その活動の一環として、配偶者等暴力の早期発見や被害者の自立支援に関わる普及啓発など、行政との連携を図っています。

<支援関係機関・団体との連携>

都は、配偶者暴力対策の関係機関を構成員とした会議を設置・運営しています。

東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画担当部署及び福祉・児童等関係部署、地方裁判所、地方検察庁、出入国在留管理局、弁護士会、医師会、法テラス（日本司法支援センター）、人権擁護委員連合会、民生・児童委員連合会、民間支援団体等、配偶者暴力対策に係る幅広い関係機関・団体を構成員とした会議です。この会議において、施策を着実に推進するための協議や中長期的な課題の検討を行い、関係機関・団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、切れ目のない被害者支援を目指しています。

また、「推進部会」と「連携部会」の二つの部会を設けて、施策の推進を図るとともに、連携した取組のための課題の検討等を行っています。

⁷ ステップハウス 一時保護施設等を退所した後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間施設

東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議

東京ウィメンズプラザにおいて、都と区市町村の配偶者暴力相談支援センター等が一堂に会する、連携会議を設置・運営しています。

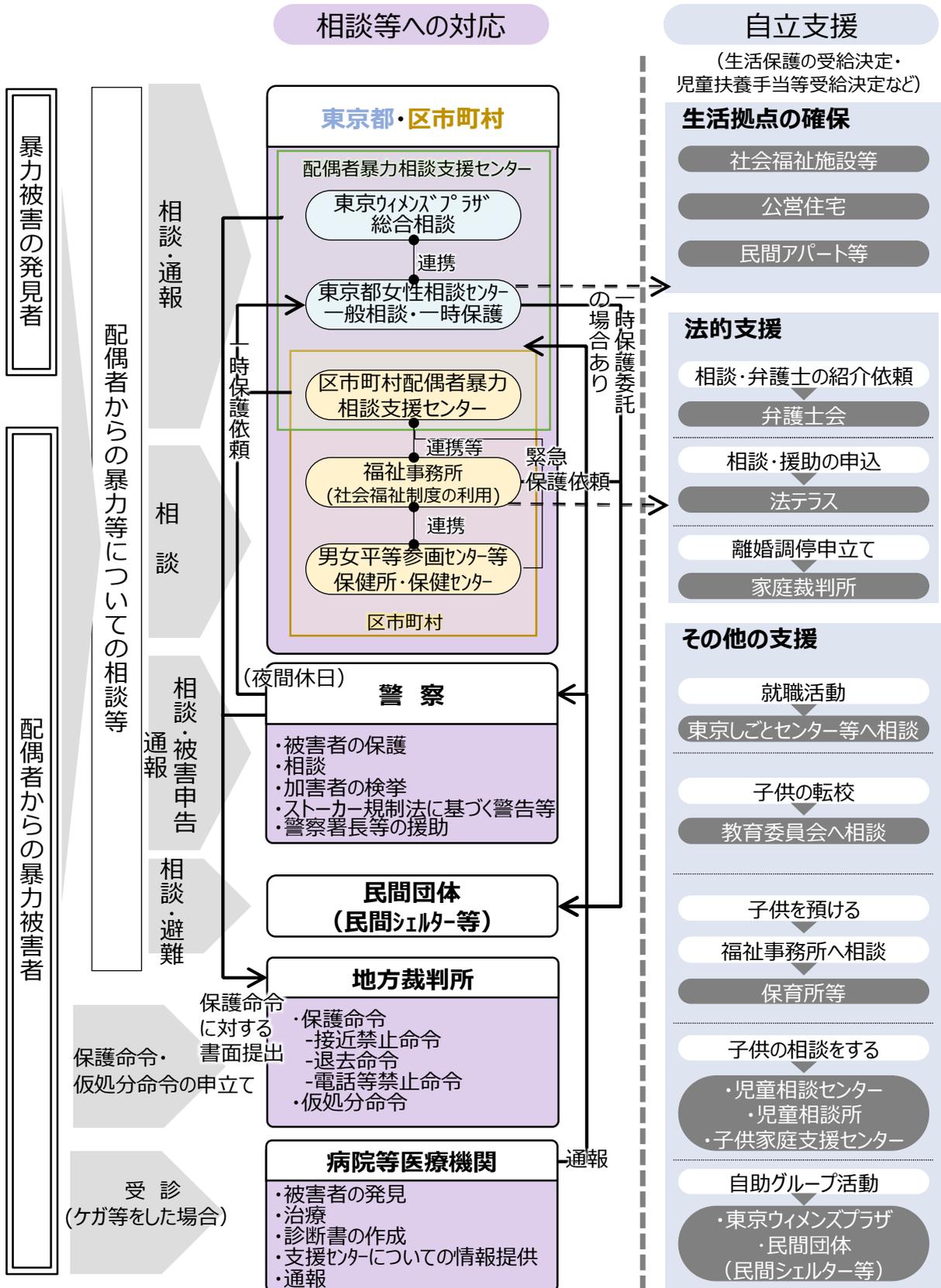
- 都内の支援センター同士が、課題を共有し、検討することにより、広域連携の強化を図っています。

配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議

東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力被害者支援を行う民間団体との連携会議を設置・運営しています。

- 各団体の支援情報の情報交換等を行うことにより、東京都と民間団体の連携のみならず、民間団体相互の連携を図っています。

⑥ 配偶者暴力被害者支援体系図



(2) 施策実施に当たっての視点

本基本計画では、配偶者暴力防止法及び基本方針の趣旨を踏まえ、都の配偶者等暴力対策を推進していくために、次の三つを施策推進上の中心的視点として取り組んでいきます。

① 暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発

配偶者等暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取り組まなければなりません。

また、児童虐待や高齢者虐待など家庭で生まれる様々な暴力との関係にも配慮しながら取組を進めることが求められます。

さらに、暴力を許さない社会形成のためには、広く都民に対して啓発を行っていく必要があります、特に、若いうちから暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・啓発を行っていくことが重要です。

都においては、配偶者等暴力の未然防止や暴力を許さない社会形成のための啓発、被害者の早期発見のための取組を進めていきます。

② 被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

配偶者等暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るとともに、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立するための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めていくことが重要です。

また、被害者に子供がいる場合には、身体的暴力や精神的暴力などの虐待が及んでいることも多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携により、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

被害者が、暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建まで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うために、より一層の支援体制の強化を図っていきます。

③ 都と区市町村、民間団体等関係機関の相互連携と役割分担

被害者やその子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応していく必要があります。

特に被害者の生活再建までを視野に入れ、身近な地域できめ細かい支援を迅速、円滑に進めるためには、区市町村の役割が重要です。

今後も、都と区市町村がそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、協働して取り組んでいきます。

一方、民間団体は、被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。特に、シェルター運営や同行支援など、被害者に寄り添った支援を行っています。都は、民間団体がその特性や経験を十分に発揮できるよう支援し、また連携を図りながら被害者支援を行っています。

第2章

配偶者暴力対策

配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど被害が深刻化しやすい特性があります。

配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

重大な被害や影響を広範にわたって及ぼす配偶者からの暴力を防止し、被害者の安全確保をすることは、被害者本人を含め誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現のために重要です。

第2章 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

現状・課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、都では配偶者暴力防止のパンフレットやカードの作成による周知、講演会の開催、都の広報媒体を活用した啓発などを行ってきました。
- 配偶者暴力に対する認識は社会的に広がってきており、都内における配偶者暴力の相談件数は、増加傾向にあります。
- 特に、コロナ禍においては、外出自粛や休業等による生活不安やストレスから、配偶者暴力の増加・深刻化が懸念されています。都の配偶者暴力相談支援センターには、在宅時間の増加やストレスにより暴言を吐かれるなど精神的な暴力を受けた等の相談が寄せられています。
- 配偶者暴力は、家庭という人目に触れにくい場所で起きていることから、被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化したりする傾向が見られます。内閣府調査によれば、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けたことがありますが、女性ではその約40%、男性ではその約60%がどこにも相談をしていません。
- また、被害を受けた時に「別れたいと思ったが、別れなかった」と回答した人が別れなかった理由の1位が「子供がいるから、子供のことを考えたから」で、約7割に上っています。
- しかし、平成16年の「児童虐待防止法」改正で、家庭内で配偶者暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を与えることは児童虐待であると定義されてから、警察が児童相談所へ通告した児童数は増え続け、近年、全国では全体の通告の約4割を占めています。
- 配偶者暴力を目の当たりにすることが子供へ心理的悪影響を与えていることについて啓発が必要です。
- さらに、平成25年に配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力が同法の適用を受けることとなりました。

- 元交際相手による悲惨な事件も後を絶ちません。ストーカー行為や、性暴力などの犯罪を伴うこともあります。また、インターネット等のデジタル技術を悪用した暴力、リベンジポルノなどいわゆるデジタル暴力⁸を伴うことも少なくありません。
- 内閣府調査によれば、暴力の被害により、命の危険を感じたことのある女性の割合は、配偶者暴力で 18.2%、交際相手からの暴力で 23.7%、ストーカー行為で 25.4%となっています。命の危険を感じたことのある男性の割合は、配偶者暴力で 5.0%、交際相手からの暴力で 7.2%、ストーカー行為で 19.7%となっています。
- 女性で配偶者から受けた被害について相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」は 45.7%、「自分にも悪いところがあると思ったから」は 25.2%、「相談してもむだだと思ったから」は 24.5%となっています。男性で同様に回答した割合は、50.4%、41.6%、22.4%です。
- 都の「男女平等参画に関する世論調査（令和2年11月調査）」（以下「都世論調査」という。）によると、暴力を受けた際の相談機関の存在の認知度は、概ね若年層ほど低い傾向にあります。
- 都では、若年層に対して、相談先周知カードを都内大学や高等学校等の学生に配布するなどの取組を行ってきましたが、今後は、交際相手からの暴力等についての正しい知識や対応策を含めた啓発を若年層がよく利用する媒体を活用して行うことが必要です。
- さらに、暴力を許さない社会形成のためには、幼児期からお互いを尊重し合うような人間関係を築くことができるように、発達段階に応じた教育を計画的に行うことが必要です。

取組の方向性

- 多くの都民に向けて様々な機会を捉えて、配偶者等からの暴力に関する幅広い啓発を実施し、都民の理解を深めるとともに、子供のいる家庭や若年層など対象を絞った啓発も併せて行っていきます。
- 子供のいる家庭をはじめ広く都民に、子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを、様々な機会を通じて広報していきます。

⁸デジタル暴力 電子メールを繰り返し送ることやチェックすること、インターネット等を使って居場所を監視すること、リベンジポルノなど。

- 若年層に対しては、ウェブサイトやSNSなど若者がよく利用する媒体を活用して、交際相手からの暴力をはじめとして、同意のない性的行為が性暴力であることや、ストーカー行為など性に関わる被害についての啓発を行うとともに相談しやすい環境整備等に取り組みます。
- 学校教育においては、学習指導要領等に基づき、人権教育を引き続き推進していく必要があります。幼稚園、小学校、中学校、高校等において、自分の大切さと共に他の人の大切さを認め男女が互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を築くことができるような教育を発達段階に応じて推進していきます。
- 学校以外の若年層の自立を支援する場においても、上記のような教育を行います。

具体的施策

ア 都における普及啓発の実施

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|--------------------|
| 1 | 都の広報紙やテレビやラジオ番組、ホームページやSNS等を活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を捉えて、広く都民への啓発を行います。 | 生活文化スポーツ局 政策企画局 |
| 2 | 配偶者等暴力に関する講演会やセミナー等の内容を充実させるとともに、実施方法なども工夫します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 3 | 配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカード等の啓発資料を、内容を充実させ、様々な機会を活用して広く配布するなど、都民及び関係機関の理解を深めていきます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 4 | 人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力について掲載するとともに、内容の充実を図ります。 | 教育庁 |

<配偶者暴力相談窓口の周知>



イ 区市町村における普及啓発の支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-----------|
| 5 | 区市町村が、広報紙等により地域住民・地域団体等に配偶者等暴力に関する理解と防止に向けた普及啓発を行うよう、働きかけます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 6 | 区市町村における配偶者等暴力に関する講演会やセミナー、シンポジウムの開催において、必要に応じて情報提供を行い、取組を促します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 7 | 区市町村でも活用できるよう、都の啓発資料の配布や東京ウィメンズプラザの図書資料室に所蔵する資料の貸出しを積極的に行っていきます。 | 生活文化スポーツ局 |

ウ 学校での人権教育の推進

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----|
| 8 | 人権教育研究協議会を通じて、家庭において配偶者暴力が行われることが児童・生徒への虐待に当たることなど、配偶者暴力や児童虐待等についての知識や対応等について、園長・校長をはじめ教諭等に周知し、学校全体の取組につなげます。 | 教育庁 |
| 9 | 人権教育プログラムの内容の充実を図り、理解を深めていきます。 | 教育庁 |

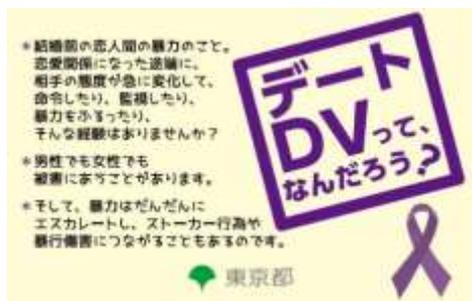
エ 若年層向け啓発事業の推進

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----------|
| 10 | 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 11 | 若年層がよく利用するインターネットやSNS等の様々な媒体を活用して、交際相手からの暴力等に関する啓発を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 12 | 大学等の学生相談室等への資料配布や情報提供をはじめ、大学等と連携した教育・啓発活動を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 13 | 教員等に対し、交際相手からの暴力等についての内容を取り入れた研修の充実を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-----|
| 14 | 少年及びその家族等関係者からの相談窓口として、電話相談窓口である「ヤング・テレホン・コーナー」等の充実、効果的な運用に努めます。 | 警視庁 |
| 15 | 相談受理に当たり、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実させます。 | 警視庁 |

<若年層向け啓発事業(周知カード)>

<若年層向け啓発事業(ヤング・テレホン・コーナー)>



(2) 早期発見体制の充実

現状・課題

- 配偶者等暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。内閣府調査では、配偶者から受けた被害をどこにも相談しなかった人の2人に1人が「相談するほどのことではないと思った」と考えています。一方、交際相手からの暴力については、「デートDVとは認識していなかった」女性の割合が13.6%であり、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がない人もいるのが現状です。
- 都では、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、様々な関係者に対する啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子供を通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者等暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を強化していくことが重要です。
- 特に、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日常の業務を行う中で配偶者等暴力の被害者を発見しやすい立場にいることから、被害者の早期発見や通報、被害者に対する情報提供など積極的な役割が期待されています。そのため、都は、平成25年度に、「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」を作成し、平成30年度には改定を行い、都内各医療機関に配布しています。
- しかし、令和2年3月の都の「配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」(以下「都実態調査」という。)において、同マニュアルに関するアンケートを行ったところ、約3割が、マニュアルの存在を知らないと回答しています。配偶者等暴力の被害者と接する可能性のある全ての医療関係者への普及が必要です。
- 医療関係等の学部・学科で学ぶ学生に対しても、将来配偶者等暴力の被害者と接する可能性があるため、配偶者等暴力に関する理解を深めるための取組が必要です。
- また、幼稚園や保育所などにおいては、在籍する子供の様子から、配偶者暴力が発見されることがあります。都実態調査によれば、過去に保護者から配偶者暴力について相談を受けた、あるいは、発見をしたことがあるところが4割を超えています。

- しかしながら、約5割が被害者に対応するためのマニュアルがないと回答しており、幼稚園や保育所においても、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」などの活用により、配偶者等暴力に関する知識を深めて、早期発見やその後の支援につなげていくことが必要です。
- さらに、配偶者暴力の通報を受けた警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮をしつつ、関係機関と連携しながら、迅速で適切な対応を行うことが求められます。

取組の方向性

- 医療機関や保健センター、幼稚園や保育所・学校等の教職員、民生委員・児童委員等地域で被害者を取り巻く関係者に対する研修や情報提供など、被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組の充実を図ります。
- 特に、医療関係者に対しては、研修や団体を通じた周知等により「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」の普及に努めます。また、子供を通じて関わりを持つ幼稚園や保育所等に対しては、配偶者暴力に関する知識を深めるために、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」等の活用を促すなど対象に応じた取組を進めます。
- 警察においては、研修の充実を図り、早期発見から、迅速・適切な対応につながるよう、関係機関との連携強化を図ります。

具体的施策

ア 医療機関における適切な対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|---------------------|
| 16 | 各都立病院において、児童・高齢者虐待、配偶者等暴力の内容を盛り込んだ虐待等対策検討に関する要綱及び手順書を活用し、統一的に対応していきます。 | 病院経営本部 |
| 17 | 医療関係者に対し、配偶者等暴力の早期発見と適切な対応に関する研修等を実施します。 | 生活文化スポーツ局 病院経営本部 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|--------------------|
| 18 | 「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアル」について、医療機関に向けさらなる周知を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 19 | 医療機関、医師会等の協力のもとに、被害通報先や支援のための関係機関情報の周知徹底を図ります。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 20 | 特に、配偶者等暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対し、配偶者等暴力に関する講演会や研修等への参加を促すなどの啓発活動を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

＜医療関係者向け配偶者暴力被害者対応マニュアル＞



イ 保健所や保健センターにおける適切な支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|--------------------|
| 21 | 子供の健診や母子保健相談、精神保健福祉相談等の日常業務を通じ、配偶者暴力の早期発見と適切な対応に努めます。 | 福祉保健局 |
| 22 | 保健所や保健センターの職務関係者に対し、配偶者等暴力に関する研修等を実施します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|---------------------------|
| 23 | 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|---------------------------|
| 24 | 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |
| 25 | 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |

工 民生委員・児童委員への研修の実施

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|--------------------|
| 26 | 配偶者等暴力についての社会的関心を高めるため、地域において見守りの中心となる民生委員・児童委員に対し、様々な機会を活用して配偶者暴力に関する情報を提供します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 27 | 身近な地域での早期発見や支援を促すため、民生委員・児童委員等が暴力を発見した際に適切な対応が取れるよう、民生委員・児童委員等を対象とした研修を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |

オ 警察における通報への対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----|
| 28 | 警察への通報等により、配偶者暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めていきます。 | 警視庁 |
| 29 | 警察は、被害者の意思を尊重し、置かれている状況に配慮しつつ、関係機関と連携した速やかで適切な対応に努めます。 | 警視庁 |
| 30 | 通報時に迅速かつ適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対しての研修の充実・強化を図ります。 | 警視庁 |

コラム
- 01 -

民生委員・児童委員の取組 地域住民の相談に乗り、寄り添う ～東京都民生児童委員連合会～

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱され、全国で約23万人、都内では約1万人が活動しています。

住民の一人として地域で生活しながら、妊産婦・赤ちゃんから高齢者まで、生活上のお困りごとの相談に乗り、内容に応じて、適切な関係機関・団体につないでいます。

【配偶者暴力家庭を支援した活動事例】

70代のAさんより「調査書」の作成を求められたことをきっかけに関わりが始まりました。電話だけでは話が分からなかったため訪問して詳しくお話を聴くと、Aさんの夫からの暴力がひどくなり、一緒に暮らしていた娘さんと孫(小学生/ひとり親家庭)の3人で逃げてきたとのことでした。夫に見つかっては引っ越しをしての繰り返しで、住民票も移せない生活だったため、娘さんが会社に転居届を出す際に民生児童委員による居住確認調査書が必要とのことでした。その後も子供家庭支援センターから児童育成手当等の更新申請のための調査書依頼が来るなどして調査書発行に関わり、地域でAさん一家を見守りました。



イメージキャラクター
「ミンジー」

※調査書：各種行政機関等が事業を運営する上で必要な事実関係を把握するために、民生児童委員に調査等を依頼するもの。東京都では、「調査書」又は「意見書」と呼んでおり、発行の依頼を受け、都の「取扱基準」に従い発行している。

例：児童扶養手当受給にあたっての児童養育の事実確認、学用品費等の援助費支給に伴う生活困窮の事実確認、老齢厚生年金に加給年金が計算される際の事実確認 等

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

現状・課題

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談件数は、近年 8,000 件前後で推移しています。
- 電話相談については、年末年始を除く毎日朝 9 時から夜 9 時まで対応しているほか、女性だけではなく男性からの相談にも対応しています。また、夜間などの緊急時にも、電話対応を行っており、24 時間 365 日体制で相談を受け付けています。
- さらに、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談等により、きめ細かい対応に取り組んでいます。
- このほか、電話や来所による相談が困難な被害者が知りたい情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト上での情報提供を実施しています。
- また、令和 2 年度には、電話による相談を苦手とする若年層を主な対象に L I N E を活用した相談を試行実施し、令和 3 年度から本格的に開始しました。
- 今後も、様々な被害者に対する相談機能や情報提供機能など、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を充実させていく必要があります。
- また、都は、区の配偶者暴力相談支援センターをはじめとする区市町村への支援を行っています。
- 複雑・多様化する相談に適切に対応するために、被害者対応に当たって統一的な支援ができるよう、関係機関共通のマニュアルとして作成した「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の活用や、外部の専門家によるスーパーバイズ⁹等の実施により、都内相談員の相談対応の質の向上に努めてきました。
- また、現在都内では、17 の区に配偶者暴力相談支援センター機能が整備されています。
- 都は、都内の配偶者暴力相談支援センターの中核となる施設として、

⁹ スーパーバイズ（スーパービジョン） 経験の浅い者がより経験のある者から指導や助言を受けること。東京ウィメンズプラザでは、外部の専門家を招き、対応事例の検証や、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受け、相談員の資質向上を図っている。

区市町村の配偶者暴力相談支援センターに対し、人材育成や情報提供等の技術的支援を行うとともに、センター間の連携の中心的役割を担っていく必要があります。

- また、令和2年度の法改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者等暴力被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されたこともあり、関係機関の更なる連携の強化が求められます。

取組の方向性

- 支援を必要とする被害者が、より相談しやすくなるように、安全面に配慮しながら、SNS等を活用した相談機能の充実を図るとともに、その後の支援につなげます。また、電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、ウェブサイト等による情報提供を一層充実させます。
- また、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の内容を充実するとともに、外部専門家によるスーパーバイズや、関係機関の調整を行う職員・専門員の育成のための研修を充実させるなどにより、都内各相談機関の相談機能の強化を図ります。
- さらに、都内の配偶者暴力相談支援センターの中核として、区市町村配偶者暴力相談支援センターとの連携や情報共有を図ることにより、都内全域で対応能力の向上を目指します。
- また、児童相談所と関係機関との連携を強化します。

具体的施策

ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|---------|--|--------------------|
| 31 | 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 32 | 一般相談のほか、弁護士、医師、心理職員等による専門相談等、体制の充実を図り、それぞれの被害者に応じた適切な情報を提供します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 33 | 男性被害者に対して電話相談に加え、面接相談を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 34 ☆ | 電話による相談を苦手とし、メールやSNSに慣れている若年層を主な対象として、無料通話アプリLINEを活用することにより、配偶者等暴力相談にアクセスしやすい環境を整え、被害の防止、救済や様々な支援につなげます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 35 | 被害者への切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携を強化します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 36 | 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 37 | 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 38 | 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 39 | 交際相手からの暴力の被害者に対し、若年層がより相談しやすい方策について検討します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 40 | 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。（再掲） | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

イ インターネットによる情報の提供

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----------|
| 41 | 東京ウィメンズプラザホームページ「配偶者暴力・交際相手暴力対策被害者ネット支援室」など、インターネットによる情報提供の充実を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |

<配偶者やパートナーからの暴力被害に関する LINE 相談(ささえるライン@東京ロゴマーク)>



ウ 被害者支援基本プログラムの活用

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|--------------------|
| 42 | 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

<配偶者暴力被害者支援ハンドブック>



工 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-----------|
| 43 | 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口になくことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲） | 生活文化スポーツ局 |
| 44 | 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都内の支援センター同士の連携を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

現状・課題

- 都内における配偶者暴力に関する相談件数を、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警察の合計で見ると増加傾向にあり、平成28年度からは50,000件を超える水準で推移しています。とりわけ、区市町村における相談件数は、平成15年度の11,164件から、令和2年度には45,278件と4倍以上に増加しています。これは区の配偶者暴力相談支援センター整備をはじめとする身近な地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどによるものと考えられます。
- 都世論調査で、暴力を受けた際に相談できる機関で知っているところを聞いたところ、区市町村の窓口は62.6%で、警察に次いで2番目に多くなっています。
- 一方、内閣府調査によると、家族や親戚に相談した人、友人・知人に相談した人はいずれも約25%で、警察に連絡・相談した人は約3%です。地域に相談先との接点がない潜在的な被害者が多いものと考えられます。
- 平成19年度の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正において、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。都では、区市町村に対する支援策として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備のための手引きの作成や「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」の設置、被害者支援の中核となる人材や相談員を養成するための研修等を実施してきました。
- 令和3年10月現在において、配偶者暴力対策基本計画を策定した区市町村は50団体、配偶者暴力相談支援センターを整備した区市町村は17団体となりました。今後さらに、区市町村の体制が整備されることが期待されます。
- 配偶者等暴力対策においては、被害を潜在化させないよう、被害者が身近な地域で適切に相談を受けられるとともに、切れ目なく自立に向けた支援に結びついていくことができるよう、支援体制を充実することが重要です。
- そのため、都は、区市町村それぞれの状況を踏まえ、体制強化に向けた技術的支援を行うことが必要です。

取組の方向性

- 区市町村の男女平等参画センターや福祉事務所、警察など各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるように、相談体制強化のための取組を進めます。
- また、区市町村の体制整備に向けては、配偶者暴力相談支援センター機能整備を検討しているところから、専門の相談窓口がないところまで、各区市町村で状況が異なるため、それぞれの状況を踏まえた技術的支援を行っていきます。

具体的施策

ア 警察における対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----|
| 45 | 警察が被害者から相談を受けた場合は、関係機関の情報や、警察署長等の援助の制度、保護命令制度、被害届についての助言等、必要な情報提供を適切に行い、被害者の意思決定を支援します。 | 警視庁 |
| 46 | 更なる相談体制の強化を図るとともに、適切な対応がとれるようにするための研修等を充実させます。 | 警視庁 |

イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----------|
| 47 | 区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 48 | 区市町村における配偶者等暴力被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 49 | 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-----------|
| 50 | 区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 51 | 相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。 | 生活文化スポーツ局 |

コラム
- 02 -

両性の平等から多様な性のあり方も見据えた活動 ～第二東京弁護士会～

第二東京弁護士会には、「両性の平等に関する委員会」があり、男女が働く場においても家庭生活においても対等なパートナーとしてより良い関係を築いていくように、また様々な男女差別をなくしていくために、法制度の見直しやセクハラ・マタハラ・パワハラ・アカハラ・配偶者暴力事件への対応などに関する活動を積極的に行ってきました。近年は、LGBT 等いわゆる性的少数者に関する問題についても取り上げ、性的少数者に対する理解を深める活動も行っています。

今後も両性の平等のみならず多様な性を尊重する社会の実現のため、様々な活動に取り組んでいきます。

「両性の平等に関する委員会」の活動の1つとして、「女性の権利相談」があります。セクハラ・配偶者暴力・ストーカー被害などの問題について、常設の相談窓口を設けています（四谷法律相談センター：03-5312-2818）。

なお、東京には3つの弁護士会があり、各種法律相談については、三弁護士会共同で、またはそれぞれの弁護士会で、法律相談センターを運営しています。

（弁護士会の法律相談センター：<https://www.horitsu-sodan.jp/>）



（法律相談センター）

「女性の権利相談」だけでなく、一般民事、債務整理、労働問題、離婚や相続・親子関係などの「家庭相談」といったあらゆる分野の法律問題について弁護士にご相談いただくことができます（新宿総合法律相談センター（03-6205-9531）ほか）。

随時ご相談いただける DV 法律相談（東京三弁護士会多摩支部：042-548-1190）もあります。

お一人で悩まずに、弁護士に相談してみませんか。

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

現状・課題

- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人も含まれています。また、女性と比較すると数は少ないものの、男性の被害者からの相談も増えています。内閣府調査によれば、男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けたことがありますが、その約60%がどこにも相談をしていないことから、被害が潜在化する傾向にあることがわかります。対応に当たっては、被害者の状況に配慮し、適切な支援につなげていくことが重要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。外国人被害者への対応に当たっては、相談や自立に向けた情報提供のための通訳や翻訳のほか、在留資格などに関する知識も必要であり、支援策の充実が求められています。
- 都では、平成24年度に窓口職員が指さしで案内できるよう、6か国語対応の相談シートを作成しました。令和2年度には5か国語による電話相談を試行実施し、令和3年度に本格的に開始しました。
- 心身に障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、配偶者等暴力の相談窓口に加え、日常的に接する機会の多い職員等への研修の充実や、各相談窓口との連携強化などにより、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められるようになりました。これまで以上に、相談窓口の周知や相談対応に当たっての配慮が必要です。
- 男性被害者については、電話相談に加え、平成27年度から面接相談を開始しています。適切な対応がされるよう、相談件数の推移や相談内容の分析等の実態把握に努めることが必要です。
- 性的少数者の被害者に対しては、本人の性自認や性的指向を踏まえ、適切な支援を行う必要があります。
- 相談に当たっては、年齢や性別、性自認・性的指向、国籍、障害の有無等に関わらず、被害者の置かれた立場を十分に理解し、本人の希望や加害者からの危害が及ぶリスクなど、多様な被害者一人一人の状況に応じた対応が求められます。的確な判断を行い、被害者に寄り添った支援

につなげることができるよう、対応能力の向上を図る必要があります。

- さらに、職場や学校などといった組織に属さず、社会とのつながりを持ちにくいなど、相談したくても相談する方法がわからない等で悩んでいる潜在的被害者の存在についても、考慮する必要があります。

取組の方向性

- 外国人被害者など日本語の理解が不十分な人に対しては、相談シート等の活用により、相談対応の充実を図ります。
- 障害がある被害者や高齢の被害者に対しては、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実と、各相談窓口との連携強化などにより、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう相談しやすい体制を整えます。
- 外国人や障害者などを支援する団体の職員に対し、被害者を発見した場合に対応ができるように、研修等を行います。
- 男性被害者に関しては、引き続き男性相談の実施状況を分析し、実態把握に努めます。
- 複雑化、多様化する相談に対して、被害者一人一人の状況に応じた対応ができるよう、相談員の対応能力の向上や、被害者が活用できる制度について適切に情報提供を行うための研修の充実を図ります。
- 相談したくても相談する方法がわからない等で悩んでいる潜在的被害者については、相談につながるよう、より多くの人への相談窓口の周知方法について検討します。

具体的施策

ア 外国人被害者への対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-----------|
| 52 | 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。 | 福祉保健局 |
| 53 | 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。 | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|---------|---|-----------|
| 60 | 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施します。 | 福祉保健局 |
| 61 | 障害者差別解消法施行に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。 | 福祉保健局 |
| 62 ☆ | 聴覚障がいをお待ちの方など電話での相談が難しい方は、面接による相談を行います。その旨をホームページで周知し、ホームページから面接の予約が行えます。 | 生活文化スポーツ局 |

< 障害者理解促進のための特設サイト（ハートシティ東京） >



ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----|
| 63 | 法務省の人権擁護機関及び都の人権相談窓口において配偶者暴力被害者から相談があった場合に適切な対応・支援が行えるよう、連携の強化を図ります。 | 総務局 |

エ 男性被害者への対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-----------|
| 64 | 男性被害者に対して電話相談だけでなく、面接相談も実施するとともに、都に寄せられた男性被害者からの相談内容について分析を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

オ 多様化する相談等への対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|---------|---|-----------|
| 65 | 区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 66 | 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、区市町村も含めた相談員に対する外部専門家によるスーパーバイズを充実させます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 67 | 複雑・多様化する相談に適切に対応するため、支援関係機関の調整を行うことのできる職員・専門員を育成します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 68 | 潜在的被害者が相談につながるよう、相談窓口の更なる周知方法について検討します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 69 ☆ | 東京ウィメンズプラザ電話相談を多言語対応とすることで、潜在的な外国人被害者の支援につなげます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 70 ☆ | 電話による相談を苦手とし、メールやSNSに慣れている若年層を主な対象として、無料通話アプリLINEを活用することにより、配偶者等暴力相談にアクセスしやすい環境を整え、被害の防止、救済や様々な支援につなげます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 71 ☆ | 人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合支援センター「若ナビα」を運営しています。 | 生活文化スポーツ局 |
| 72 ☆ | 犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、的確かつ必要な支援につなげます。 | 生活文化スポーツ局 |

<東京都若者総合相談センター 若ナビα (ロゴマーク) >





コラム
- 03 -

東京出入国在留管理局の取組

配偶者等暴力の外国人被害者が引き続き日本に在留できるような配慮
～法務省東京出入国在留管理局～

東京出入国在留管理局では、配偶者や交際相手などの親密な関係にある、又はあつた人から振るわれる暴力の外国人被害者がいることを把握した場合には、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所や警察等の関係機関と連携して被害者の安全確保に努めています。

また、例えば、

- ・「日本人の配偶者等」の在留資格で在留する外国人の方が配偶者等暴力により別居を余儀なくされて、在留期間更新許可申請等に必要な資料を用意することが困難な場合
- ・配偶者等暴力が原因で在留期間を超えて不法残留してしまった場合

について、その置かれていた事情を勘案の上で在留を認めるなどの人道的な配慮をしています。

また、令和2年7月、新宿区四谷に開所した外国人在留支援センター（FRES C）では、在留外国人等を対象とした予約制による個別相談を行っています。「配偶者から暴力を受けて自宅から逃げている。在留資格が今後どうなるか心配。」などといった相談も寄せられることから、相談者から配偶者等暴力被害が疑われるような言動等があったときは、丁寧に事情を聴取するとともに、法テラス等の関係機関とも連携して適切に対処することとしています。



コラム
- 04 -

「女性の人権ホットライン」
強化週間における人権擁護委員の電話相談について
～東京都人権擁護委員連合会～

人権擁護委員は、人権啓発とともに、地域の皆様からの人権相談業務を担い、人権侵犯の疑いのある事案を早期発見し、法務局職員と共に調査救済に関わっていく活動をしています。

特に、東京都人権擁護委員連合会の男女共同参画社会推進委員会では、11月に全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設け、法務局に人権擁護委員が常駐し女性からの電話相談を受けています。夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は依然として多く発生し、職場や学校などでのハラスメントなど、女性をめぐる様々な人権問題の解決に向けて相談に応じ、事案によっては法務局と連携し調査救済を行っています。

令和3年度は、強化週間に向け、電話対応のあり方等の講義を受け、法務局人権擁護部職員の方による相談実例のロールプレイ学習会を行いました。

また、強化週間を行うにあたり、「相談は無料・秘密は守ります。」とのロゴをつけたチラシ、ポスター掲示、インターネット、マスコミ報道等周知広報しました。

令和3年度は強化週間中に、東京管内で80件余りの相談が寄せられました。土日でも相談を受け付けている強化週間を設けることで、相談がしやすい環境をつくっていることと思います。

相談内容としては、離婚問題、様々なハラスメントなど問題が多様化し、より深刻化している傾向がみられました。

委員会では相談を受けた側のセルフケアも大切であるとの観点から、心理カウンセラーの方からの学びの場を設ける予定です。

これからも誰もが大切にされる男女共同参画社会の実現を目指し、人権啓発活動に取り組んでいきます。

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

現状・課題

- 都実態調査では、配偶者暴力相談支援センターで面接相談を行った被害者の約5割が、配偶者から頻りに暴力を受けており、6割弱が医療機関で治療を受けた経験があると答えています。
- 配偶者暴力は、身体や生命に危険が及ぶ可能性があり、被害者が保護を求めた場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、平成27年度以降減少傾向にあり、令和2年度は単身での保護が143件、母子での保護が228件、合わせて371件です。一時保護中の同伴児童に関しては、保育室の設置や、保育士の配置により保育を行うほか、学習指導員による学習支援を行うなどの対応を行っていますが、同伴児童への対応の充実が必要です。
- 配偶者暴力の被害者には、暴力等の影響により精神的に不安定な状況となる場合や、貧困や児童虐待などの複合的な問題を抱えている状況なども多く見られることから、同伴児童も含めた心理的ケアの充実も必要です。
- このほか、障害者、高齢者、妊産婦、外国人など特別な配慮を必要とする場合もあり、被害者の状況に応じた対応の一層の充実が必要となっています。
- 都の配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けた被害者全体のうち、およそ半数は委託施設（民間施設）で保護を受けています。被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行えるよう、民間団体との連携も含め、更なる対応が求められます。
- また、国においては、一時保護委託の対象拡大や携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直しなど婦人保護事業の運用面の見直しや新たな枠組みの必要性が議論されています。

取組の方向性

- 一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重しながら、被害者の状況に応じた適切な保護が実施できるように、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターの利用など民間団体との連携も含め、一時保護の体制の一層の充実を図ります。
- 一時保護時の児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応の更なる充実を図ります。
- また、国においては、一時保護委託の対象拡大や携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直しなど婦人保護事業の運用面の見直しや新たな枠組みの必要性が議論されており、その動向を注視し検討を進めます。

具体的施策

ア 一時保護体制の拡充

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|-------|
| 73 | 被害者の状況や必要性に合わせて柔軟に対応できるよう、委託施設とも連携し、一時保護を実施します。 | 福祉保健局 |
| 74 | 緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。 | 福祉保健局 |
| 75 | 日本語が十分に話せない外国人被害者に対し、必要に応じて委託による通訳での対応を行います。(再掲) | 福祉保健局 |
| 76 | 外国人被害者の一時保護については、習慣、価値観等に十分配慮して対応します。 | 福祉保健局 |
| 77 | 民間団体と連携し、外国人被害者に対して引き続き適切な対応ができるようにします。 | 福祉保健局 |
| 78 | 障害のある被害者に対し適切な対応ができるよう努めるとともに、必要に応じて他の福祉施設等との連携を図り、活用できるよう検討します。 | 福祉保健局 |
| 79 | 男性被害者の一時保護について、都の男性相談の状況を踏まえた上で、適切な対応がとれる体制について検討します。 | 福祉保健局 |

イ 同伴児童への対応の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-------|
| 80 | 保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。 | 福祉保健局 |
| 81 | 一時保護において、就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。 | 福祉保健局 |
| 82 | 一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。 | 福祉保健局 |

(2) 安全の確保と加害者対応

現状・課題

- 被害者の安全は、緊急時の一時保護だけではなく、通常の社会生活を送る中でも、確実に確保されるべきものです。都実態調査では、被害者の約半数が加害者の追跡について不安を感じていると答えています。また、被害者の約4分の1が実際に加害者の追跡を受けています。
- 被害者の安全を確保するためには、保護命令制度の利用が有効ですが、最高裁判所の司法統計によると、裁判所への保護命令の申立件数は毎年減少しています。また、発令件数で見ると、全国の保護命令発令件数も減少しており、令和2年は約1,500件です。このうち、警視庁に通知された保護命令件数は、近年は50件前後で推移しています。
- 保護命令の対象は、被害者と同居する未成年の子だけでなく、危害を被る恐れのある親族・知人にも広がっています。
- 保護命令が出ていない場合でも、被害者及びその子供や親族・知人に危険が及ばないよう、保護命令だけではなく、ストーカー規制法などについても周知するなど、適切な対応が必要です。
- 危険性の高い事案に関しては、警察による一時的な避難先の提供や、区市町村において緊急避難先を確保しているところもあります。
- 警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。
- また、国においては、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲などが課題としてあげられています。都としては、国の動向を踏まえつつ、被害者及び関係者の安全確保がより図られるよう、必要に応じて国への働きかけを行うことも必要です。
- さらに、都実態調査においては、加害者からの問い合わせがあったと回答した児童相談所・子供家庭支援センターの66.7%が、加害者から暴言などの威圧的行為を受けています。被害者とその関係者だけでなく、支援者の安全確保も重要です。
- 今後は、被害者に直接対応する可能性がある人が加害者に対応する場合に、留意すべき事項等について周知を図ることが必要です。

取組の方向性

- 警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努めます。
- 保護命令制度だけではなく、ストーカー規制法などについても周知する等、適切な対応を行います。
- 被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて国への働きかけを行います。
- 同伴児童の安全を図るため、学校、幼稚園や保育所等各関係機関との連携強化を図ります。
- 被害者に直接対応する可能性がある支援者等の安全のため、関係機関共通のマニュアルとして作成した「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の普及を図ります。
- 被害者支援の一環として、男性相談窓口についてより一層の周知を図るとともに、加害者に対する相談窓口等の充実を図ります。

具体的施策

ア 警察における対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|-----|
| 83 | 法令に基づき、被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申出が相当であると認めるときは、被害者から援助申出書の提出を求め、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者周辺の安全確保に必要な援助を行います。 | 警視庁 |
| 84 | 保護命令発令後の保護対象者及び被害を受けるおそれのある親族等の安全確保を行います。 | 警視庁 |
| 85 | 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法を始めとする各種法令に基づく検挙等厳正な対応により、被害者やその親族等の安全を確保します。 | 警視庁 |

イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|---|---------------------------|
| 86 | 教員・保育士等を対象とした配偶者暴力対策の研修の充実を図ります。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |
| 87 | 学校・幼稚園・保育所等と連携し、保護命令の対象となる子供の安全の確保と情報管理の徹底を図ります。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |
| 88 | 保護命令の対象となる子供に対しては、相談窓口と学校、児童相談所等の各関係機関が連携しながら、状況に応じて様々な子供のケアと安全確保を図ります。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |

ウ 加害者対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|---------|---|-----------|
| 89 | 職務関係者研修など、各種研修の中で、加害者対応についても、取り上げます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 90 | 被害者に直接対応する可能性のある支援者が加害者に対応する場合に留意すべき事項等加害者対応の項目を加えた「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の普及を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 91 | 男性の悩み相談の中で男性加害者からの相談を受け付けるとともに、適切な対応が取れるよう加害者からの相談内容の分析を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 92 ☆ | 犯罪をした者が再犯に及ぶ背景には様々な問題があり、その状況に応じた支援が必要であるため、犯罪をした者やその家族等を対象とした相談窓口を設置し、的確かつ必要な支援につなげます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

コラム
- 05 -

東京地検の取組 ～東京地方検察庁～

配偶者等暴力の事案は、加害者と被害者が同一家庭内又は親密な関係にいる中で起こるため被害が潜在化、深刻化しがちです。そして、子供がいる家庭では、多くの事案で、子供への虐待や不適切養育の問題を併発しています。

また、こうした被害が顕在化して刑事事件化したとしても、加害者が巧みに築き上げた加害者と被害者の支配・被支配の関係は強固です。そのため、被害者はそもそも自身が暴力を受けているとの認識を持たず、むしろ悪いのは加害者の思うようにできない自分や子供であるといった思考に陥りがちで、早期に被害届を取り下げたり、加害者の社会復帰を望んだりすることがあります。結局、刑事処分後には、加害者と被害者が再び同居するなどし、加害時点と同じ生活環境に戻ることが多く、典型的に再被害・再犯のおそれが高いという特徴があります。

当庁では、こうした事案の特徴を踏まえ、被害者及びその子供の保護はもとより、加害者が抱える問題の解決にも目を配るなどの刑事政策的視点に立った適切な事件処理を行っています。しかし、当庁だけで有効な再被害・再犯防止策を講じることは困難であり、当該家庭に關与する各機関が情報を共有し、共通の認識を持って臨むことが重要です。そこで、当庁では、警察、被害者支援に精通する弁護士、東京都の各機関（配偶者暴力相談支援センター、総務局人権部等）、区市町村の各機関（福祉事務所、保健所、女性相談センター等）、病院のほか、子供のいる家庭においては、児童相談所、子供家庭支援センター、子供が所属する学校等とも連携し、以下のような取組を実施しています（一例を挙げたもので、これらに限るものではありません。）。

- シェルター、一時的なホテル宿泊、居住支援協議会等の避難先を紹介、手配する
- 転居費用等の各種助成制度を紹介、案内する
- 警察による被害者及びその関係者のパトロール強化、110番受理から現場臨場までの時間を短縮等するためのシステムへの登録等を手配する（警察との連携）
- 加害者との離婚や保護命令の申立等を希望する被害者に対し、連携する弁護士会等の窓口を紹介し、被害者支援に精通する弁護士による支援を受けられるようにする
- 子供のいる家庭の事案においては児童相談所や子供家庭センター等と連携し、その他の事案においても東京ウィメンズプラザ、保健所、東京公認心理師協会を紹介等するなどして、被害者及びその子供らの心身のケアを図る
- 令和3年に、犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として東京都総務局人権部に配置された、社会福祉制度等の専門的知識を有する「被害者等支援専門員（コーディネーター）」への相談等を通じ、被害者及びその子供らを区市町村の各窓口につなぎ、被害者らが生活再建のために必要な支援を受けられるよう図る
- 背景に加害者のアルコール依存、精神疾患、認知症等の問題がある場合には、加害者を保健所や病院等へつないだり、あるいは認知のゆがみがあるような場合には、法務少年支援センターが実施するアンガーマネジメント等のプログラムにつないだりして、加害者が問題行動に及ぶ要因の除去・軽減を図る

当庁では、以上のような取組を通じて再被害・再犯防止を図っていますが、再被害・再犯のおそれが高く、被害が重篤化するおそれが高いと認められる事案であって、当該家庭に關与する関係機関が多数にわたるような事案においては（例えば、児童虐待も併発しているような事案）、関係機関が情報共有の上、足並みを揃えて当該家庭に当たることが必要であることから、関係機関を一堂に集め、問題の共有と今後の方針をすり合わせるためのカンファレンスを開催しています。

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

現状・課題

- 被害者がその生活を再建し、自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保、子供の教育等様々な課題があります。加えて、長期間の暴力により、加害者から逃れた後も心理的な影響に悩み、回復に時間がかかる被害者も多いため、心理的サポートも必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が自立のために必要とする心理的サポートや就労、法律等の自立支援情報の提供を行う講座等を実施しています。
- また、子供を連れて避難している被害者に対しては、被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業など、ひとり親家庭における各種支援制度を活用することもできます。
- 今後も被害者のニーズに合わせた各種情報の提供や、講座などの自立支援機能を充実させることが必要です。
- これら問題解決に向けては、民間支援団体を含めた多岐にわたる各関係機関が連携を図り、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。被害者はときに、長期間にわたる支援を必要とすることもあります。被害者が都内のどこにいても同様に、切れ目のない支援を受けられることが求められます。
- 都では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を改定して都内の各関係機関が統一的な支援を行えるように努めています。
- また、被害者が自立支援のための各種手続を行うに当たり、複数の窓口で個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明することは、被害者にとって心理的に大きな負担になる上、加害者に遭遇する危険性を高める恐れがあります。
- このため、専門的知識を持った支援者による、生活保護の受給手続や離婚調停時の法的手続、子供の面会交流などの際の同行支援や、各関係機関の連携による被害者の負担軽減が必要となります。
- 特に、被害者が身近な地域において一元的に支援を受けることができるよう、区市町村内の各関係機関が連携強化を図ることが必要です。そのためには、区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備を

更に進めることが重要となります。

- 一方で、被害者の自立支援については、その置かれている状況や精神状態によって異なり、支援方法は決して一つではありません。
- 様々な選択肢について情報提供を行い、最善の方法を被害者本人とともに考えていくことが重要です。
- そのためには、相談員をはじめとする支援者に対し、研修等による技術的支援や、被害者が活用できる様々な制度等に関する情報提供を充実させるなど、対応能力の向上を図る必要があります。

取組の方向性

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者が自立のために必要とする心理的サポート、ニーズを踏まえた各種情報提供や講座等の支援の充実など、自立支援機能の充実を図ります。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、支援策の充実や関係機関との連携の強化を図ります。
- 被害者の負担軽減のため、区市町村が身近な地域の連携の中心としての役割を果たせるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備に向けた技術的支援の一層の充実を図ります。
- また、被害者に接する支援者の対応能力の向上や、被害者が活用できる制度について適切に情報提供を行うための研修を充実させていきます。

具体的施策

ア 総合的な被害者支援のための質の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----|--|--------------------|
| 93 | 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。（再掲） | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 94 | 被害者が身近な地域で、一元的に支援を受けることができるよう、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能整備促進のための技術的支援を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|--------------------|
| 95 | 被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを的確に把握し、必要な情報提供を行うとともに、区市町村・各機関が行う支援に適切につなげていきます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 96 | 被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえて、自立支援講座等を充実させます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 97 | 孤立しがちな被害者の心の立ち直りに効果がある、自助グループやサポートグループ※に活動場所を提供し、連携しながら被害者への支援を行っています。（※カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ） | 生活文化スポーツ局 |
| 98 | 被害者の心理的サポートのために行うグループ活動等について、複数の民間団体が連携して行う取組を支援します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 99 | 区市町村に対して、民間団体の支援情報等を提供するなどにより、被害者に対する支援の充実のための民間団体との連携を促します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 100 | 区市町村が配偶者暴力相談支援センター機能を整備する場合に、併せて地域における自立支援機能の拡充を働きかけます。 | 生活文化スポーツ局 |

ウ 福祉事務所等との連携強化

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 101 | 地域において被害者の自立支援に重要な役割を担う福祉事務所との連携を強化するとともに、区市町村の子供家庭支援センターや児童相談所等関係機関同士の協力体制づくりを進めていきます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 102 | 被害者から生活保護の相談があった際の対応及び申請を受けた際の調査等において、被害者の安全確保に配慮するとともに、適切に保護を実施するよう福祉事務所に対して働きかけます。 | 福祉保健局 |

エ ひとり親家庭の支援の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 103 | 被害者の状況に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターにおける相談・就業支援や自立支援給付金事業など、都のひとり親家庭に係る各種支援制度を活用し、自立を支援します。 | 福祉保健局 |
| 104 | 配偶者暴力相談支援センター等の相談機関は、東京都ひとり親家庭支援センター等と連携し、被害者に必要な情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

<東京都ひとり親家庭支援センター（ロゴマーク）>



(2) 安全で安心できる生活支援

現状・課題

- 被害者の自立を支援していく上で重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し安心して生活できるようにすることです。
- そのためには、加害者の追跡が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続について各所管部署が共通した理解を持ち対応することが求められます。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターなど連携を強化すべき関係機関が明確化されました。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育所などの関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者や関係者の安全を確保して安心して生活できるようにするためには、保護命令や離婚調停などの法的手続が大きな効力を発揮します。しかし、心身ともにダメージを抱えた被害者自身が独力で全ての手続きを行うことは困難です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、相談業務の中で法的手続に関する情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しています。法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携強化を図ることにより、被害者に対する法的支援の充実が求められます。
- また、被害者が精神的なダメージから回復し、心身ともに自立した生活を送るためには、同じ被害を受けた体験者同士が悩みを共有し支えあう民間の自助グループによる活動が大きな役割を果たしています。都実態調査によると、被害者の多くがこうした支援や協力を必要であると回答しています。閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの視点からも、自助グループへの参加支援等が重要です。

取組の方向性

- 被害者や関係者が安全に生活できるように、住民票の取扱いなどについて、関係機関へ広く周知するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図るとともに、情報が漏えいすることのないよう、関係機関との連携の強化を図ります。

- 子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、児童相談所や学校等関係機関との連携の強化を図ります。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう法的支援の充実を図ります。
- また、引き続き、民間の自助グループへの参加を希望する被害者への情報提供や、自助グループ等への活動場所の提供等の支援を行います。

具体的施策

ア 住民票の取扱い等適切な運用

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 105 | 住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申出に基づき、加害者等からの閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど、区市町村の窓口において、住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるよう、指導を徹底します。 | 総務局 |
| 106 | 配偶者暴力相談支援センター等各支援機関においては、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限についての正しい情報提供を行い、被害者の安全確保のための情報の保護を徹底します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

イ 医療保険に関する適切な情報提供

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|--------------------|
| 107 | 被扶養者であった被害者が、避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険手続については、適切な支援を行うことができるよう、区市町村等支援機関に対して制度等の周知を徹底します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 108 | 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し医療保険に関する適切な情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 109 | 被害者の安全確保の観点から、健康保険組合等の保険者に対しても、変更等に伴う各種手続について適切な対応が取られるよう、協力を依頼していきます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|---------------------|
| 110 | 配偶者からの暴力によるけが等第三者行為による傷病についても、保険診療できるなどの情報について周知し、適切な対応を求めています。 | 生活文化スポーツ局 病院経営本部 |

ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 111 | 国民年金、介護保険、税務、選挙管理等住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行うものについて、被害者の情報の保護及びその管理について区市町村に適切な対応を促します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 112 | 配偶者暴力相談支援センター等各関係機関においては、被害者に対し、年金に関する必要な手続や、住所等の秘密の保持に配慮した取扱い等、各種制度に関する適切な情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 113 | 配偶者暴力相談支援センターは、住民票の記載がなされていない被害者であっても、居住地において介護保険法及び障害者自立支援法に基づく各種サービス等を受けることが可能であることなど、事案に応じて可能なサービス等の情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

エ 就学の支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--------------------------------------|-----------|
| 114 | 都の配偶者暴力相談支援センター及び区市町村の関係機関との連携を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 115 | 都立高等学校の転学については、引き続き柔軟に対応していきます。 | 教育庁 |

オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|---------------------------|
| 116 | 配偶者暴力がある家庭では子供への直接的な暴力とともに、暴力を目撃することによる影響も重大であることから、児童虐待を取り扱う関係機関との連携体制を強化します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |
| 117 | 各学校、幼稚園、保育所等に対して、配偶者等暴力に関するパンフレットの配布や、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して情報提供を行います。また、必要に応じて、児童館や学童クラブなど子供が通う施設に対しても情報提供を行います。(再掲) | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |
| 118 | 各学校、幼稚園、保育所等の関係者に対して、早期発見や適切な対応についての研修を行います。(再掲) | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 教育庁 |

カ 自助グループへの参加支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 119 | 被害者相互の支援を目的とした自助グループの活動に対し、会場の提供等の必要な支援を行っていきます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 120 | 参加を希望する被害者に対しては、安全確保に配慮しつつ、自助グループの紹介や情報提供を行っていきます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 121 | 閉じこもりがちになる被害者に対しても「居場所づくり」の視点で自助グループやサポートグループを紹介するなど、参加を促します。 | 生活文化スポーツ局 |

キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|--------------------|
| 122 | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令、離婚調停などの法的手続に関する情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等を実施します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 123 | 法的手続に関する更なる支援を希望する被害者に対して、法テラス（日本司法支援センター）等の機関の紹介や、東京の三弁護士会と連携した情報提供等を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

コラム
-06-

日本司法支援センター（法テラス）の制度・取組のご紹介 ～日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）～

法テラスでは、配偶者暴力・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている方に対して、これらの事件対応の経験があるまたは理解のある弁護士をご紹介し、速やかな法律相談が実現するよう取り組んでいます（DV等被害者法律相談援助制度）。配偶者暴力等の被害者の方で、手持ちの現金・預貯金の合計額が300万円以下であれば、法律相談は無料です（上限2回まで）。300万円を超える現金・預貯金をお持ちの場合は、相談料（5,000円＋消費税）がかかります。

相談後、弁護士に案件を依頼する必要がある場合、経済的に余裕のない方には、弁護士費用等の立替えを行う制度もあります（民事法律扶助制度）。

制度の利用方法などもご案内していますので、お困りの際には法テラス東京へお電話ください。

【DV等被害者法律相談援助制度、民事法律扶助制度の利用事例】

Bさんは配偶者からの暴力をうけてシェルターへ避難してきました。配偶者と別居したうえで離婚したいと考えていますが、話し合いの際にまた暴力を受けるかもしれない、と不安を感じています。弁護士に相談したいのですが、手持ちの現金はほとんどありません。法テラスへ電話したところ、法テラスから配偶者暴力対応に理解があるという弁護士の紹介を受け、数日のうちに無料法律相談を受けることができました。

弁護士と相談した結果、Bさんは相談を担当した弁護士に保護命令の申立、離婚調停、及び婚姻費用分担請求調停を依頼することにしました。

弁護士費用については法テラスの民事法律扶助制度を利用し、いったん法テラスが立て替え、月5,000円の分割払いで支払うことになりました。



コラム
- 07 -東京弁護士会 性の平等に関する委員会の取組
～東京弁護士会～

東京弁護士会は約 8,700 人の弁護士が所属する日本最大規模の弁護士会です。東京弁護士会としていろいろな人権問題に取り組むために、様々な委員会を組織しています。

東京弁護士会の性の平等に関する委員会は、男女差別のない社会、男女が対等なパートナーとして生き生きと活躍できる社会の形成を目指して活動しています。

性の平等に関する委員会では、配偶者暴力対策のための取組として、2011 年から、女性団体との懇談会を開催してきましたが、2014 年からは年に3回、「女性支援ネットワーク会議」を開催しています。

「女性支援ネットワーク会議」には、弁護士と配偶者暴力被害者や子供の支援に携わる東京都の各自治体の担当者や女性相談員、民間女性団体の支援者の方々が集まり、毎回テーマを決めて、ミニ講義を行い、事例検討をしたり、意見交換を行うようにしています。

配偶者暴力被害者の方が生活を立て直すためには、婚姻費用の請求や離婚に伴う様々な権利行使や取り決めなどの法的な支援だけではなく、行政や民間団体からの様々な支援も必要です。

「女性支援ネットワーク会議」を通じて、弁護士と支援者がそれぞれ「顔がわかる関係」を構築できるようになり、配偶者暴力被害者の方に必要な支援を適切に行えるようになっていきます。

東京弁護士会では、この他にも「女性のための法律相談」（弁護士による面接相談・毎週火曜日 10 時～12 時・錦糸町法律相談センター（予約電話番号 03-5625-7336）、毎週金曜日 13 時～16 時・池袋法律相談センター（予約電話番号：03-5979-2855）、「ほほえみほっとらいん」（女性弁護士による電話相談・毎週月曜日 13 時～16 時（電話番号：03-3581-2403））等、女性相談者を対象とした法律相談を設ける取組もしています。これらの法律相談の担当弁護士は配偶者暴力に関する事件にも精通していますので、安心してご相談ください。

東京弁護士会の性の平等に関する委員会では、東京弁護士会のホームページ  でブログを公開しています（<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/seibyoudou/>）。

ブログを見ていただけるとより活動内容を理解していただけるとお思いますので、是非一度ご覧ください。

(3) 就労支援の充実

現状・課題

- 都実態調査によると、都の配偶者暴力相談支援センターで面接相談を受けた被害者の半数近くが無職（主婦）であり、被害者の約8割は子供がいると回答しています。被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、安定した職業に就き、経済的な基盤を確保する必要があります。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練等を行っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、子供のいる被害者が安心して受講できるよう、託児サービスを設けて、就労支援をテーマにした自立支援講座やパソコン講座等を実施しています。
- 今後も、被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供に取り組む必要があります。

取組の方向性

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努めます。
- また、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。

具体的施策

ア 職業訓練の実施

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-------|
| 124 | 職業能力開発センター等において、求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施します。 | 産業労働局 |
| 125 | 母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施します。また、公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。 | 産業労働局 |

<東京都における公共職業訓練（入学案内・キャリアアップガイド）>



イ 東京しごとセンター等における就労支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 126 | 東京しごとセンターにおいて、一人一人の適性と状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介など、希望者に対して就職活動を支援します。また、被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修等を実施します。 | 産業労働局 |
| 127 | 東京ウィメンズプラザにおいて、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 128 | 配偶者暴力相談支援センターでは、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供します。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 129 | 被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、パソコン講座を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 130 | 自立支援講座における就労支援内容の充実や、マザーズハローワーク等との連携などにより、就労支援の取組を進めます。 | 生活文化スポーツ局 |

(4) 住宅確保のための支援の充実

現状・課題

- 被害者の多くは無職であったり、就業していてもパートやアルバイトなど、収入が安定しない雇用形態である場合が多く、被害者が住んでいた家や一時保護施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。
- 一時保護施設等を退所した後の被害者の当面の住まいとして、都では、社会福祉施設等がその役割を果たしています。
- また、都では、単身被害者への都営住宅の入居や、被害者世帯への当せん倍率の優遇など、都営住宅を活用した住宅確保支援を行っています。
- さらに、一時保護施設や、民間シェルターの退所後すぐに自立生活ができない人のためのステップハウスを運営する民間団体もあります。様々な施設がある中、被害者に適切な情報提供を行う必要があります。
- 被害者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合、一時保護施設や婦人保護施設等の退所者に対しては、連帯保証制度等についての情報提供を行っています。
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、平成29年10月からDV被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（東京ささエール住宅）の登録制度が開始されました。都は、登録住宅の供給促進を図るとともに、法に基づき、要配慮者に対し入居支援や生活相談を行うNPO法人等を指定する「居住支援法人制度」の活用により、居住の安定確保に取り組んでいるほか民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体や居住支援団体等が連携して、東京都居住支援協議会を設立し、区市町村における居住支援協議会の設立促進・活動支援を行っています。

取組の方向性

- 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、各関係機関等と情報共有するなど連携して、被害者に対する適切な情報提供を行います。
- 被害者の住宅確保のため、引き続き都営住宅を活用した支援に取り組みます。

- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等の退所者への連帯保証制度等適切な情報提供を行います。
- 民間賃貸住宅においては、貸主の不安軽減に向けた取組等により、東京ささエール住宅の登録を促進するとともに、要配慮者が住まいを確保し安心して暮らせるよう、居住支援法人等を活用して、居住支援の充実を図ります。
- 地域の実情に応じて住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施する区市町村居住支援協議会の設立を促進するとともに、同協議会による賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動支援を行います。

具体的施策

ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------|
| 131 | 単身の配偶者暴力被害者に対して、都営住宅への入居を実施します。 | 住宅政策本部 |
| 132 | 20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯と見なし、当せん倍率の優遇及びポイント方式による募集を行います。 | 住宅政策本部 |
| 133 | ひとり親世帯に該当しない被害者世帯に対しても当せん倍率の優遇を行います。 | 住宅政策本部 |
| 134 | ひとり親等の支援施設の退所者に対して、都営住宅の特別割当を行います。 | 住宅政策本部 |

イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|--|--------|
| 135 ☆ | 住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 | 住宅政策本部 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|--------|
| 136 ☆ | 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。 | 住宅政策本部 |

ウ 一時保護施設等退所後の支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|--------------------|
| 137 | 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供を行います。 | 福祉保健局 |
| 138 | 被害者が一時保護施設を退所した後の住宅確保として、区市町村を含めて関係機関等による支援ネットワークを築いていきます。 | 福祉保健局 |
| 139 | 民間賃貸住宅への入居を希望する被害者に対して、一時保護施設等の退所者の場合、連帯保証制度が利用できることなど、適切な情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

(5) 子供のケア体制の充実

現状・課題

- 都実態調査によると、配偶者暴力のある家庭では、同居する子供にも加害者から暴力が及ぶなど、半数近くの家庭で児童虐待に当たる行為が行われています。
- 同調査によれば、加害者から暴力を受けた子供への影響として、「加害者への憎悪・恐れ」、「緊張」のほか、「被害者への憎悪・恐れ」なども見られます。また、子供を持つ被害者の約3割が子供の心についての不安を抱えており、被害者と子供がともに安心して生活できるように見守る体制が求められています。
- 令和元年度には、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者等暴力被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族を含めることが明確になりました。
- 子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が密接に連携するとともに、身近な地域で幼稚園や保育所、学校と子供家庭支援センター等との連携による子供のケア体制の確立が重要です。
- 都では、子供の支援に当たる各機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を改定し、関係機関において活用してきましたが、より幅広く普及させるとともに、関係機関の連携を一層強化する必要があります。
- また、子供の心の安定には、その親の心の安定が必要となります。前述のとおり、被害者から子供への虐待も見受けられることから、子供と合わせて、被害者である親に対して、心の安定を取り戻すケアが必要となります。
- 都では、配偶者暴力のある家庭の子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施しています。
- 一般的には、離婚後も親子の交流を維持することは望ましいとされていますが、配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流には、子供の安全安心が脅かされることのないよう、慎重な対応が必要です。また、面会交流によって、子供自身及び同居する親の影響で子供が精神的に不安定になることもあるため、特に配慮が必要となります。

取組の方向性

- 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、配偶者暴力の被害者と同様に、同伴する子供に対しても、切れ目のない継続的なケアを提供します。
- 児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアの充実を図ります。
- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援に当たる各機関の関係者への研修や情報提供の充実を図ります。
- 併せて、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を幼稚園や保育所、学校等へより幅広く普及させることにより、配偶者暴力に対する理解を深めていきます。
- また、子供のケアのためには、親の心の回復が重要であるため、配偶者暴力のある家庭の親子ともに参加する講座の充実により、心の傷の回復を側面から支援します。
- 配偶者暴力により離婚した被害者の支援に当たって、面会交流が問題となる時は、子供の状態や意思にも十分配慮します。
- 配偶者暴力により離婚した後の加害者と子供との面会交流については、特に慎重な対応を要するため、民間団体も含めた関係機関の職員を対象に、面会交流が子供に与える影響を踏まえ、適切に対応するための具体的な知識や技術の付与を行います。

具体的施策

ア 子供のケア体制の徹底

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 140 | 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所及び区市町村の関係機関との連携を強化して、子供へのケア体制を充実させていきます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 141 | 関係機関が共通の認識を持って対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用するとともに、内容の充実を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 142 | 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援関係者に対し、配偶者暴力に関する研修や情報提供を充実させます。 | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 143 | 職務関係者に向けた研修の中で、面会交流が子供に与える影響等について情報提供を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 144 | 保育士の配置を引き続き行い、一時保護における保育体制の充実を図ります。(再掲) | 福祉保健局 |
| 145 | 一時保護において就学児童に対する学習の機会を保障し、各児童の状況に応じたきめ細かな学習支援を行います。(再掲) | 福祉保健局 |
| 146 | 一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行います。(再掲) | 福祉保健局 |

イ 子供家庭支援センター機能の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-------|
| 147 | 市町村において、児童虐待の未然防止・早期発見をはじめ、子供と家庭のあらゆる相談に積極的に取り組んでいけるよう、子供家庭支援センターの機能を充実させるため、設置する市町村への補助を行います。 | 福祉保健局 |

ウ 子供や保護者の心のケアの充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|--------------|
| 148 | 児童相談所や学校において、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用した子供の心のケアを行います。 | 福祉保健局 教育庁 |
| 149 | 配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて親子や友達とのコミュニケーションの取り方などを継続的に学習してもらう講座を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 150 ☆ | 都立病院の医療スタッフが、地域の関係機関等と連携し、配偶者暴力のある家庭で育った子供とその母親に対して、心の傷の回復等を支援します。 | 病院経営本部 |

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

現状・課題

- 被害者支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。
- 都では、平成19年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題への対応を検討しています。
- また、47の区市で、配偶者暴力対策の関係機関の連絡会議等が設置され、地域の関係機関同士のネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携ネットワークの核となるものです。平成19年度の法改正を踏まえて、都は区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備のための技術的支援を行ってきました。
- 令和3年10月現在、17区において配偶者暴力相談支援センターが整備されています。これら配偶者暴力相談支援センター同士の連携を図り、共通する課題を検討していくことは、支援者の対応能力の強化のために重要です。
- 都においては、区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能の整備に向けた働きかけを強化していくとともに、相談・支援体制の整っていない町村に対しても、各町村の実情を踏まえたきめ細かい支援を行うなど、広域的・専門的な取組の一層の充実と、調整機能の強化を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を進めるとともに、配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、都と区市町村のセンター同士の連携強化を図ります。
- 被害者が身近な地域で充実した支援を受けることのできる体制づくりのため、配偶者暴力相談支援センター未整備の区市町村に対し、整備に向けた働きかけを行うとともに、相談・支援体制の整っていない区市町村に対しては、出前講座等を通じて体制強化を支援します。

具体的施策

ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|--------------------|
| 151 | 区市町村が、被害者やその家族にとって身近な相談窓口として、相談体制の整備・充実、緊急時の安全確保や、地域における継続的な自立支援等を行えるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた働きかけを行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 152 | 区市町村に対し、被害者支援に関する助言や情報提供、相談員や職員の研修、被害者支援の調整を行う人材育成、関係機関との総合調整等を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 153 | 広域自治体として、都の配偶者暴力相談支援センターを中核に、専門的な相談も含めた相談対応の充実、一時保護の実施、職務関係者への研修等を行います。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 154 | 都と区市町村は、それぞれの役割に基づき、関係機関によるネットワークを形成し、相互に有機的な連携がとれる体制を強化していきます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 155 | 東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議等を通じて、区市町村の支援センターとの連携を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |

イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 156 | 区市町村が配偶者暴力対策基本計画の策定に取り組むことができるよう、積極的に情報提供と助言などの支援を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 157 | 区市町村に対し、配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての情報提供や助言などの支援を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 158 | 区市町村の相談員等の資質向上を図るため、相談員養成研修を充実させます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 159 | 区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 160 | 「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」において、支援センター運営に必要な情報等を提供し、機能整備を進める区市町村に技術的支援を行います。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 161 | 区市町村を訪問し、機能整備に向けた助言を行うことにより、支援センター機能整備を促します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 162 | 相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を行い、体制強化を支援します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 163 | 配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 164 | 推進部会を通じて、本計画の進捗状況を把握し、都における配偶者暴力対策の促進を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 165 | 連携部会を通じて、相談や自立支援の実務における課題を検討するなど、効果的な連携を進めます。 | 生活文化スポーツ局 |

オ 被害者支援基本プログラムの活用

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|--------------------|
| 166 | 都内の各支援機関が統一的な支援を行うことができるよう、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」について、支援の実情や新たな制度、関係機関などの社会資源等を反映した改定を行います。（再掲） | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |

(2) 民間団体との連携・協力の促進

現状・課題

- 被害者にきめ細かい支援を行うために、民間の支援団体が大きな役割を担っています。シェルター運営や同行支援、自立支援のためのプログラムの実施などに加え、子供の面会交流の付添いなど、支援内容は多岐にわたっています。
- 民間の支援団体の中には、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も多くあります。こうした支援団体の中には、資金面や人的基盤において課題を抱える団体もあります。
- 都では、同行支援や面会交流の付添いなど被害者及び子供への各種支援事業やシェルター等被害者支援施設の安全対策の強化、さらに、複数の団体が連携した取組のコーディネートを行う業務など、民間団体等が実施する配偶者暴力対策に関する自主事業に対して、経費の一部を助成しています。
- 令和2年度からは、SNSを活用した相談や、社会的孤立を防止するための退所者に対する自立支援など、民間シェルター等における先進的な取組に対して助成をしています。
- 今後もより一層、民間団体の取組を行政として支援していく必要があります。
- また、都と民間団体との連携会議の開催や、配偶者暴力対策ネットワーク会議に各種民間団体の参加を得るなど、民間団体との連携の促進に取り組んでいます。
- 被害者に対するきめ細かい支援のため、民間団体が活動しやすい環境の整備を行い、相互の意思疎通を図りながら連携を強化していく必要があります。

取組の方向性

- 被害者に対しては、相談から安全確保、自立に至るまで、きめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、今後も専門的能力を有する民間団体とネットワークの構築など情報共有を図りながら連携を強化し、多様なニーズに対応した取組を行います。

- 民間団体の自主的な取組への支援や、民間団体が活動しやすい環境整備の更なる充実に取り組めます。

具体的施策

ア 民間団体との連携の促進

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|-----------|
| 167 | 民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業に助成し、その活動を支援します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 168 | 民間団体等が複数団体で連携して行う配偶者暴力被害者支援事業に助成し、その活動を支援します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 169 ☆ | 民間シェルターの先進的な取組を促進するための経費や、区市町村が民間シェルター等の先進的な取組を促進するために要した経費に助成し、その活動を支援します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 170 | 被害者支援において幅広い活動を行っている民間支援団体との情報交換を積極的に行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 171 | 配偶者暴力相談支援センターが行う各種研修・講座の開催情報や、配偶者暴力対策に関する制度についての情報提供を細やかにを行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 172 | 民間団体研修に、行政職員・相談員も参加することで、民間団体と行政の連携促進を目指します。 | 生活文化スポーツ局 |

イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|-----------|
| 173 | 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 174 | 民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 175 ☆ | 民間シェルター等の専門性向上に係る研修経費等に助成します。 | 生活文化スポーツ局 |

コラム
- 08 -

「連携する力—暴力防止と回復支援への相乗的な効果」 ～NPO 法人女性ネット Saya-Saya～

2000年6月の設立以来、地域で配偶者暴力被害当事者女性と子供たちの安全な生活と心の回復へのサポートをしています。各種相談をはじめ、シェルター・ステップハウスへの入所サポート、その方のプロセスに添った心理ケアや自立・就業に向けた各種プログラム、暴力から離れた後の母と子の心理教育プログラム「びーらぶ」、支援者養成プログラム、コロナ禍での困難を抱える子供とシングルマザーへの子供食堂や学習・食料支援など、事業開始以来、20万人を超える方へのサポート・啓発をしています。

私たちがしている様々な活動の中で、特別区の児童相談所における配偶者暴力・児童虐待の被害者・支援者へのサポート、若年層へのデートDV・「性的同意」についての正しい理解や暴力防止等のアクティブな啓発活動など、ここ数年、地域の行政機関や民間団体、企業と連携して展開している活動をご紹介します。

【児童相談所における子供と女性への支援】

児童虐待の背景には配偶者暴力の存在があると言われる。私たちは2021年から特別区の児童相談所で、母親たちの相談をジェンダーの視点で受けています。虐待の行為者であり、かつ、パートナーからの暴力の被害者でもあるという家族内の重層的な暴力構造を踏まえて相談を受けることで、暴力の実態を正しく把握し支援につなげています。また、虐待にあった子供と施設職員のための同時並行心理教育プログラム「びーらぶ・オレンジ」も展開しています。暴力や自分の気持ち、対等な関係などのテーマについて、子供は遊びを通し、施設職員はワークショップを通して学びます。子供たちの心の傷の回復や、支援する職員も含め対等で信頼し合う人間関係を学ぶことへとつなげる試みです。

配偶者暴力と児童虐待の早期発見と具体的な支援、回復につなげる連携になっています。



<びーらぶオレンジの会場風景>

【企業と連携した若年層への非暴力の啓発】

私たちは、「デートDV」の予防教育活動「チェンジプログラム」を展開しています。思春期の若者たちが自分と相手を大切に、尊重しあえる関係の作り方を学ぶためのプログラムを高校生・大学生・専門学校生など年間1万人以上に提供しています。2021年12月からは、イヴ・サンローラン・ポーテと協働し、企業のアンバサダーやインフルエンサーに協力してもらいながら、オンラインやSNSなどを活用し、この問題について広く若年層に啓蒙活動を展開しています。2021年中には、企業のビューティ・アドバイザーなど約300名に、チェンジプログラムのトレーニングを完了させました。

女性の権利を声にすることをサポートする企業のCSR事業と連携することで、これまで私たち民間団体だけではできなかった広がりがあるアクティブな啓発活動が進み始めています。

行政機関・民間団体・企業や地域での連携が進むことで、配偶者暴力・虐待などすべての暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならない人たちが増えることを強く願っています。



<イヴ・サンローラン・ポーテとの若者への協働事業について発表>

コラム
- 09 -連携同行支援事業を中心とした当事者支援
～一般社団法人ウェルク～

東京都内で活動する複数の民間支援団体が連携して行う「配偶者暴力被害者のための連携同行支援事業」は、内閣府の平成23年度地域活性化交付金事業（住民生活に光をそそぐ交付金）から始まり、令和3年度で10年になります。平成26年度からは東京ウィメンズプラザ配偶者暴力防止等民間活動助成事業の助成金を受けて事業を継続しています。

配偶者暴力による影響（PTSD、パニック障害やうつ、恐怖感など）で、被害者が一人で相談や諸手続きのために行政窓口や警察、法律事務所、家庭裁判所、医療機関、教育機関、入国管理局などに行くことが困難な場合に、支援員と一緒に現地へ同行し支援しています。

これまで7～11の団体が連携・交流を図り情報共有することで、団体の特徴を生かして当事者ニーズに沿った支援が行われるようになり、当事者の不安感に寄り添い、安全・安心の確保、回復並びに自立支援につながっています。

令和2年度は、都内で約60名の支援員が約700件の同行支援を行いました。この内、4割以上が外国の方への同行で、これは年々増加傾向にあります。

複数の団体が連携するメリットとして、被害者支援の長年の経験とスキルがある支援員と若い支援員がインターンとして2名体制で現場体験をシェアすることで、若い支援員の育成を図ることができます。しかし、支援員不足が顕著です。また、活動資金や人員不足により団体活動を休止せざるを得ない場合もあり、団体の継続と支援員の年齢層引き下げが喫緊の課題となっています。この課題を解決するためには、より多くの方に支援の必要性和現状を知ってもらうことが必要だと考えます。

【同行支援を利用した当事者の声】

- 警察に相談に行きたくても敷居が高く感じられ、男性の警察官と面談することが怖かったため同行してもらいました。安心して相談することができました。
- 福祉事務所の職員にきつい言葉で怒られ、頭が真っ白になってうまく説明できずに困っていましたが、同行支援員さんがとても親身になってサポートして下さいだったので、気持ちを立て直して説明することができ、職員の理解を得ることができました。同行支援は『命綱』だと思います。

6 人材育成の推進

現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者には、被害者の状況、特に暴力により受けた精神的ダメージなどについての理解と配慮が必要です。
- これまで都では、相談員や医療関係者、教職員、民生委員・児童委員等の職務別に、早期発見や相談、自立支援など適切な支援に必要な研修を行ってきました。
- また、被害者支援を行っている民間支援団体の関係者に向けて、人材養成のための研修を実施しています。
- 被害者の安全を確保して本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体との連携によって研修内容の充実を図るとともに、官民にかかわらず、幅広く人材を育成することが必要です。
- 配偶者暴力相談支援センターや区市町村の相談窓口等で被害者の自立支援を行う相談員等には、福祉に関する手続や地方裁判所への保護命令の申立てなどの法的な手続に関する専門的知識の習得や、関係機関との連絡調整を円滑に行う能力の向上に向けた取組が必要です。
- 育成した人材を効果的に活用し、被害者支援の質の向上を図るためには、相談員等の専門的能力を適正に評価し、それに見合った処遇の検討も求められます。
- 相談員や福祉事務所及び一時保護施設の職員等、被害者の支援に直接携わる職員が代理受傷¹⁰に陥らないよう、スーパーバイズなど心理的負担の軽減に向けた対策の充実が必要です。

取組の方向性

- 被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、民間団体を含め被害者の支援に当たる人材を育成するとともに、支援者の負担の軽減に向けた対策の充実を図ります。

¹⁰ 代理受傷 相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷つき、心身に変調等をきたすこと。

- 相談員の資格認定制度の創設について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組を行います。

具体的施策

ア 職務関係者研修の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 176 | 職務関係者の質的向上に資する研修について、被害者のニーズに応じたテーマや対象を拡大して、一層充実させていきます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 177 | 区市町村における配偶者暴力等被害者の支援体制の中核となる人材を養成するため、関係機関の調整を行う職員等を対象とした、支援のための総合的な知識や技術に関する研修を充実させます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 178 | 相談員等が代理受傷等によるバーンアウトに陥らないよう、相談員に対する研修の充実やピアカウンセリング※等を行います。 (※相談員同士など同じ立場の人同士が話を聞き合うこと) | 生活文化スポーツ局 |
| 179 | 相談員の資格の認定など支援者の専門的能力の適正な評価に向けて、機会を捉えて国に働きかけます。 | 生活文化スポーツ局 |

イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|-----------|
| 180 | 外国人被害者の相談及び自立支援に必要な人材養成を、民間団体と連携して進めます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 181 | 民間団体研修を開催し、民間団体のメンバーのスキルアップを図ります。 (再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 182 ☆ | 民間シェルター等の専門性向上に係る研修経費等に助成します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

7 二次被害防止と適切な苦情対応

現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者の不適切な対応による「二次被害¹¹」で、被害者が支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される事例が依然として起きています。
- 都では職務関係者に加え、区市町村の住民票や国民年金担当課の職員など、広く窓口で対応に当たる職員を対象に行う研修の中で、こうした被害を防止するための取組を行っています。
- 行政機関の関係者のみならず警察や司法関係者、民間支援団体等も含めた様々な支援機関と連携し、研修の実施等を通じて、配偶者等暴力への理解を深め、適切な対応が取られるよう働きかけていく必要があります。
- また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした支援機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申出に対して、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方法の改善を図るなど、ルールに沿った速やかで適切な対応に取り組んでいます。
- 今後も、被害者に対する説明責任と支援機関の対応能力向上に向けた取組の推進が必要です。

取組の方向性

- 配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実を図ります。
- 苦情の申し出に適切な対応をするため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図ります。

¹¹二次被害 加害者からではなく、被害者が被害の後に公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の言動によって更に傷つけられること

具体的施策

ア 二次被害防止のための研修の充実

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-----------|
| 183 | 配偶者等暴力の深刻さを十分に認識しないまま、不適切な対応を行わないよう、職務関係者はもちろん、区市町村における全ての窓口対応に当たる職員を対象として、二次被害防止のための研修を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 184 | 警察や司法関係者なども含めた支援関係機関、民間団体に対しても研修への参加を促すほか、各団体での研修等への取組を働きかけます。 | 生活文化スポーツ局 |

イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 185 | 被害者の苦情に対して適切な対応がとれるよう、苦情処理担当への研修等を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 186 | 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の周知を図る中で、苦情処理についても周知を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |

8 調査研究の推進

現状・課題

- 配偶者等暴力の防止のためには、暴力を生み出す背景・原因や都民の意識等を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に関する施策を検討することが必要です。
- 都では、配偶者暴力の被害者及び被害者の支援を行う関係機関に対し、実態調査を行い、配偶者暴力対策基本計画の施策に反映してきました。
- 引き続き、適切な時期に実態等の調査を行い、その傾向と状況の分析を行うことが必要です。
- また、加害者への対応は、被害者の保護のみならず暴力を防止する観点からも、社会にとって重要です。
- 令和元年には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、「配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されたところです。
- これを受け、国においては、地域社会内における、加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、加害者プログラムの試行実施が行われており、さらなる検討が待たれます。
- 一方、法的強制力がない段階での実施については、動機づけや継続性が困難であるとの意見もあります。
- 加害者更生については、専門的知識を持つ人材の育成、加害者の参加についての刑事司法制度での位置づけなど、国による取組が不可欠であることから、国の動向を注視するとともに、引き続き、国に対し必要な法制度の整備等を働きかけることが必要です。
- 都においては、配偶者暴力相談支援センターが実施している相談に寄せられた加害者からの相談事例を分析するとともに、民間団体が行う加害者更生の取組の情報を収集するなど、実態の把握等に努めることが必要です。

取組の方向性

- 都内における配偶者等暴力と被害者を取り巻く状況を把握・分析し、被害者が真に必要なとする施策を検討していきます。
- 暴力の防止と被害者の保護を図る観点から、加害者対応の充実に向けて、国の動向や民間団体等が実施する加害者更生のための取組に関する情報収集を行うとともに、国への働きかけを行います。
- さらに、相談事例の分析を通じて実態把握に努めるとともに、国における加害者更生プログラムの試行実施に参加し、その結果をもとに都としての加害者対策の構築に向け取り組みます。

具体的施策

ア 配偶者暴力被害に関する調査研究

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-----------|
| 187 | 都における相談事例の分析など、定期的に配偶者等暴力の被害や自立支援に関する実態の把握を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 188 | 基本計画の次期改定に向けて、被害者や関係機関に対する実態調査を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

イ 加害者対策のあり方検討

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|-----------|
| 189 | 国における加害者対策等に関する情報及び研究成果や民間団体が実施する加害者更生のための取組に関する情報の収集を行うとともに、都の相談等に寄せられた加害者からの相談内容の分析を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 190 | 国の加害者更生及び加害者対策等の動向を見据え、加害者更生プログラムの司法制度における位置付けを明確にすることなど、必要な法制度を整えるよう、国に要望していきます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 191 ☆ | 国における加害者更生プログラムの試行実施に参加します。 | 生活文化スポーツ局 |

第3章

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

男女間の暴力や性暴力、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

性暴力被害については、その被害に遭ったことによる著しい身体的・精神的ダメージに加え、周りに相談できずに一人で抱え込む傾向があります。

また、精神的ダメージにより、PTSDなどの症状が発生する確率が高い傾向にあります。被害を受けてから少しでも早く、相談機関につなげ、精神的負担を軽減し、適切な措置が行われる必要があります。

ストーカー行為による被害についても、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、的確に危険性や切迫性を判断し、検挙と被害者保護の双方を迅速に行うことが重要です。

また最近では、SNSの普及等を背景に、女性の性的画像をネット上で拡散させる犯罪行為も増えており、若年層を中心に啓発を進めることが課題となっています。

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

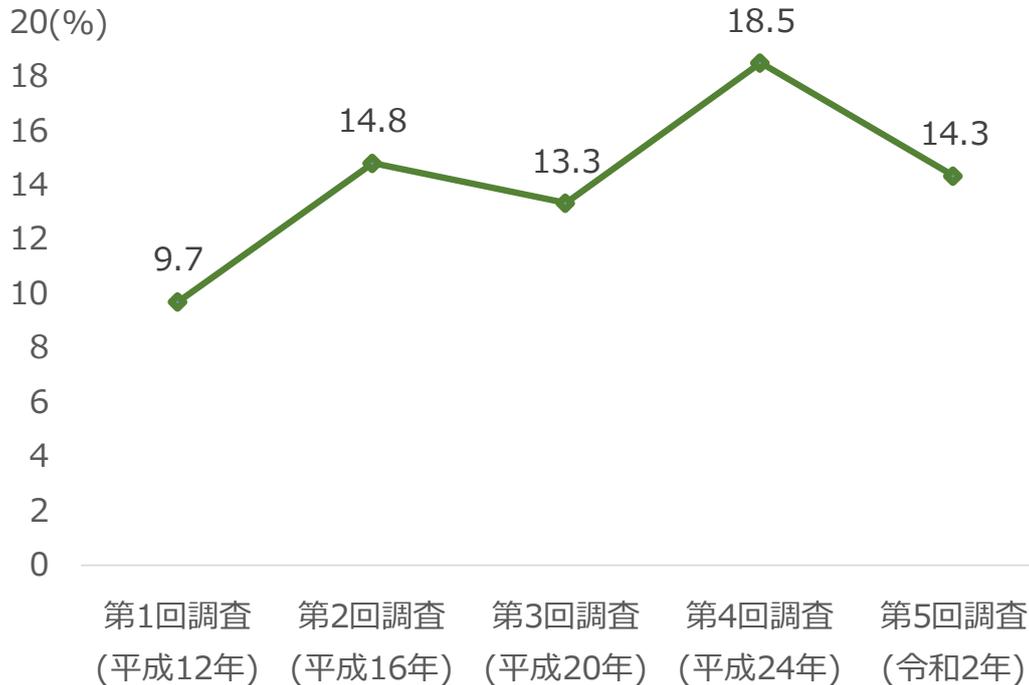
1 性暴力被害者に対する支援

現状・課題

- 性犯罪・性暴力は、人権に深くかかわる社会的な問題であり、配偶者等からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、ときには安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 被害者の多くは女性ですが、男性や子供が被害を受ける場合もあります。また、被害者の中には、外国人や性的少数者も含まれます。
- 近年では、被害者や支援団体等が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきています。
- 都が設置した犯罪被害者等のための総合相談窓口における性被害に関する相談件数は、平成23年度以降毎年度2,000件を超えており、全体の4割以上となっています。しかし、法務省の「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」では、強制性交等や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは14.3%にすぎません(図15)。
- 内閣府調査では、無理やり性交された被害者の約6割は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。また、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.9%と最も多く、次いで「配偶者」が16.2%となっており、親密な間柄での被害が多くなっています。
- また、都内の迷惑防止条例における痴漢被害等の検挙件数は、平成28年から令和2年までの5年平均で、約1,700件で推移しています。痴漢は犯罪であり、被害者は大きなダメージを受けています。
- 都が実施した性犯罪・性暴力被害者に対する調査では、被害後の他人の言動や態度により「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者」が68.6%、次いで「友人、知人」が54.3%、「親、兄弟、姉妹」が51.4%と続きます。また、「捜査関係者（警察）」、「インターネット（SNSを除く。）での書き込み、発言等」、「SNSでの書き込み、発言等」も3割を超えています。

- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れたりすることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。また、被害そのものを明らかにできずに警察への届出をためらう傾向にあります。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- また、被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要です。しかし、複数の機関を訪問することは被害者にとって苦痛です。
- このため、都では平成27年7月から「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」を開始し、24時間365日体制で相談を受け付けるほか、カウンセリング等の精神的ケア、医療機関・警察等への付添支援等をワンストップで行っています。
- 国は、令和2年6月に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいます。
- 都では、令和3年2月に、「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、性暴力被害者の支援については、性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化、相談窓口等に関する情報提供の充実など、被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供に取り組んでいます。
- 今後は、関係機関との連携を更に強化するなどにより、被害者を広く社会全体で支える体制を構築していく必要があります。そのために、関係者に対する研修においては、被害者支援の重要性や被害者への対応のあり方等、内容の充実を図ることが重要です。
- さらに、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。
- また、若年女性を対象とした「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する啓発を行う必要があります。
- 様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくい傾向にあります。若年層が相談につながりやすく、適切に保護及び支援を受けられる体制を整備することが必要です。
- また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育や啓発を行う必要があります。

図 15 性的事件の被害申告率の推移(全国)



資料：法務省「犯罪被害実態(暗数)調査」より作成

取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・性暴力の防止が重要な課題であるという認識をさらに深めるとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、性犯罪・性暴力による被害の相談窓口を周知します。
- 民間支援団体、協力医療機関、警察等の連携で実施している性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について、関係機関との連携の強化や、関係者に向けた実践的研修の実施等により充実を図ります。
- さらに、身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図ります。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切に対応します。
- また、痴漢等の対策については、関係機関と連携して取組を進めます。
- 「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等、若年層を対象とした性暴力被害について啓発を行います。

- 若年層が気軽に相談でき、適切に保護及び支援を受けられるよう、民間支援団体と密接に連携し、アウトリーチや居場所を確保するなど積極的な支援を行います。
- また、様々な機会をとらえ、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を行います。

具体的施策

ア 被害者等への支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 192 | 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者から24時間365日体制で電話相談を受け付けているほか、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談など、被害直後からの支援をワンストップで実施します。 また、ワンストップ支援センターに、性犯罪・性暴力被害者支援コーディネーターを新たに配置し、関係機関との連携強化や、早期からの適切な支援の充実を図ります。 | 総務局 |
| 193 | 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 194 | 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 195 | 区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 196 | 「犯罪被害者ホットライン」や「ハートさん～#8103」等の電話相談窓口により、被害者等からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。 | 警視庁 |
| 197 | 「被害者の手引」の交付により、各種情報提供を行います。 | 警視庁 |
| 198 | 要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。 | 警視庁 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|--|-------|
| 199 | 性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。 | 警視庁 |
| 200 | 被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設の費用を公費により支出します。 | 警視庁 |
| 201 | 被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。 | 警視庁 |
| 202 | 被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。 | 警視庁 |
| 203 | 警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。 | 警視庁 |
| 204 | 性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。 | 警視庁 |
| 205 | 捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。 | 警視庁 |
| 206 | 児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。 | 警視庁 |
| 207 ☆ | 痴漢被害に遭った際に、自ら声を上げられない方を支援する機能を有する警視庁防犯アプリ「Digi Police」の利用促進を図ります。 | 警視庁 |
| 208 ☆ | 暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し必要に応じて公的機関につながります。 | 福祉保健局 |

＜東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業＞



<性犯罪被害相談電話（周知チラシ）> <警視庁防犯アプリ(Digi Police 周知チラシ)>



イ 普及・啓発

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|--|-----------|
| 209 | 都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。 | 警視庁 |
| 210 | 一年を通して広報啓発活動を推進し、性犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。 | 警視庁 |
| 211 ☆ | 首都圏の鉄道他社と連携し、痴漢撲滅キャンペーンを実施します。 | 交通局 |
| 212 ☆ | 痴漢等の迷惑行為に対する抑止となる地下鉄車内に防犯カメラを導入します。 | 交通局 |
| 213 ☆ | 鉄道業者と連携し、駅構内におけるアナウンス、ポスターの掲示等を実施します。 | 警視庁 |
| 214 ☆ | 企業や学校等と連携し、DVD 等視聴覚教材を活用するなどし、防犯講話や被害防止教室を実施します。 | 警視庁 |
| 215 | SNS の不適切な利用に起因する性被害等を防止するとともに、青少年のインターネットの適正利用を推進するため、「ファミリールール」講座の運営や普及啓発に取り組みます。 | 生活文化スポーツ局 |
| 216 | スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。 | 警視庁 |
| 217 | 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲） | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|-----|
| 218 ☆ | 性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育として、「生命（いのち）の安全教育」を推進し、発達段階に応じて、性暴力防止に向けた取組を進めていきます。 | 教育庁 |

<子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーンの様子>



<痴漢対策周知チラシ>



2 ストーカー被害者に対する支援

現状・課題

- ストーカー行為は重大な人権侵害であり、社会的にも許されない行為です。平成 25 年にストーカー規制法が改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加されました。平成 28 年の改正では、SNS 等でのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みが規制対象に追加されました。さらに令和 3 年の法改正では、GPS 機器等を利用し無断で位置情報を取得する行為や、被害者の住居や職場等以外の実際にいる場所における見張り等の行為、連続して手紙等の文書を送る行為が規制対象に追加されました。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成 28 年以降減少していますが、令和 2 年では 1,232 件となっており、約 80%が女性からの相談です。ストーカー行為を行った者は約 50%が交際相手(元を含む)となっており、全体の約 70%は面識のある者による行為です(図 16,17,18)。
- ストーカー行為は、被害者の平穏生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあります。そのため、ストーカー被害の相談があった場合には、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う必要があります。
- 内閣府調査では、被害にあった人のうち命の危険を感じた女性の割合は 25.4%と、4 分の 1 以上が命の危険にさらされています。
- また、ストーカー行為において、電子メールやインターネットなどの通信手段が使われていたと回答した人は 40%を超えており、特に、20 歳代の女性は約 75%となっています。
- コミュニティサイト(同じ趣味や興味を持つ人が集まるウェブサイト。掲示板やチャットルーム等が設けられており、情報交換や交流が行われる。)やオンラインゲームなどで知り合ったことから、ストーカー行為につながる例もみられます。
- 若年層に対して、ストーカー行為に遭った時の対応方法とともに、例えば SNS に掲載した情報や写真から個人情報が増えることがあるため安易に掲載してはいけないなど、電子メールやインターネット、SNS 等の利用に関する正しい理解を促す必要があります。

- また、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

図 16 ストーカー行為等相談受理状況(東京都)

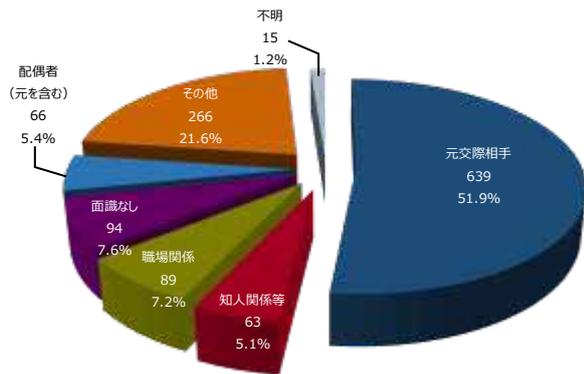


資料：警視庁「ストーカー事案の概況」より作成

図 17 ストーカー相談の性別(都:令和2年)



図 18 相談者と行為者の関係(都:令和2年)



資料：警視庁「ストーカー事案の概況」より作成

取組の方向性

- 社会全体でストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を広く周知します。
- また、被害者からの相談に対し適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図ります。
- ストーカー行為は、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う体制を整備します。
- また、ストーカー行為の危険性や、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行います。
- さらに、ストーカー行為が見知らぬ相手によるものではなく、親しい間柄でも起こりやすいことを周知します。

具体的施策

ア 被害者等への支援

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 219 | ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。 | 警視庁 |
| 220 | 相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。 | 警視庁 |
| 221 | 各種法令に基づく検挙活動、保護対策等、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。 | 警視庁 |
| 222 | 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 223 | 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

イ 普及・啓発

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-----------|
| 224 | 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲） | 生活文化スポーツ局 |
| 225 | ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 226 | ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。 | 生活文化スポーツ局 |

<女性の犯罪被害防止リーフレット>



<女性の犯罪被害防止講習会の様子>





コラム
- 10 -

第一東京弁護士会の取組 ～第一東京弁護士会～

第一東京弁護士会では、人権擁護委員会の両性の平等部会を中心に、両性の実質的平等の実現を目指し、様々な課題の調査研究活動を行っています。

調査研究活動の成果として、これまでに主として女性を対象にした離婚相談に関する書籍と、働く女性に向けた法律に関する書籍を出版しました。

これらの書籍では、配偶者暴力対策（被害者の安全確保、自立生活再建等）、ストーカー対策、セクシュアル・ハラスメント問題の解説にも力を入れています。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識や男女間の経済格差などがあり、家庭や職場において、男女間の実質的平等をできる限り確保するにはどのようなことが可能かという視点で解説しています。

また、第一東京弁護士会は、日本弁護士連合会からの要請を受け、第二東京弁護士会と共同で、毎年、「女性のための無料ホットライン」と題する無料電話相談を実施しています。

令和3年は、6月26日（土）の午前10時から午後4時まで実施しましたが、コロナ禍が継続する中、家庭や職場で悩みを抱える女性からたくさんの相談が寄せられました。令和4年も6月25日（土）午前10時から午後4時までの実施を予定しています。

3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

現状・課題

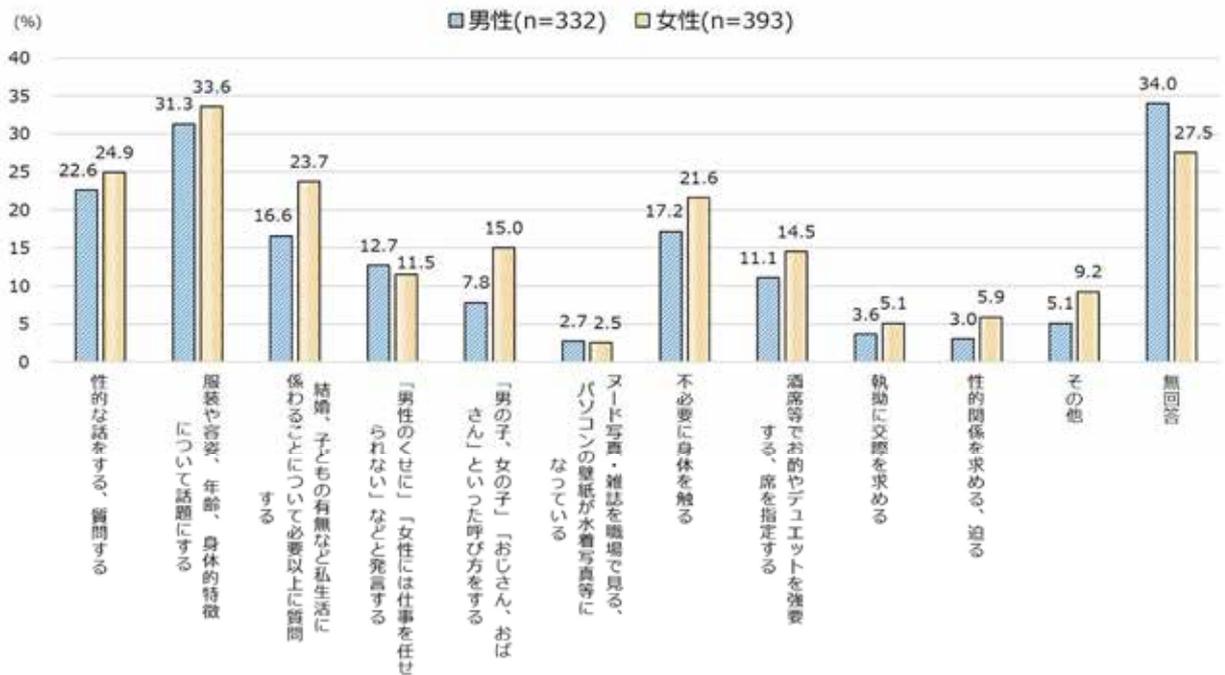
- セクシュアル・ハラスメント¹²は、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会、スポーツの分野など多くの場面で起こる可能性があり、性別、性自認・性的指向を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。
- 東京都男女平等参画基本条例第14条では、「何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない」ことを定めています。
- 雇用の場では、男女雇用機会均等法により、事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止措置をとることが義務づけられており、これは女性だけでなく男性に対するセクシュアル・ハラスメントも対象となっています（図19）。
- 教育現場においても、セクシュアル・ハラスメントへの対応が求められています。都内の教育機関では、これまでも教職員の研修や相談窓口の設置などの取組が行われていますが、今後も、教育の場における人権侵害の防止と被害者の保護を徹底する必要があります。
- 性自認や性的指向に関するハラスメントやアウティング¹³といったSOGI¹⁴ハラスメントへの対応も必要です。
- セクシュアル・ハラスメントを受けると、被害者は精神的な苦痛を被り、心身の不調に陥ったり、職場で起こった場合には退職に追い込まれたりするなど、被害者の生活に重大な影響が及ぶことも少なくありません。
- また、周囲の人たちの無理解や、不用意な言動などにより被害者が更に心の傷を深くしてしまうこともあり、今後も広く普及啓発に取り組むことが重要です。
- 被害にあった人が身近な相談窓口で相談できるよう、都のみならず、区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

¹² セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう

¹³ アウティング 本人の同意なく、その人の性自認や性的指向に関する情報を第三者に暴露すること

¹⁴ SOGI（ソジ） 性自認及び性的指向のこと。性的指向 Sexual Orientation 及び性自認 Gender Identity の頭文字

(図 19)セクシュアル・ハラスメントの行為内容（複数回答）



資料：東京都産業労働局「令和元年度 男女雇用平等参画状況調査」

取組の方向性

- セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進めます。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けては、使用者への啓発を含め、具体的な取組方法や行政による支援策等を周知し、主体的な取組を促します。
- 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、取組を充実させます。
- 被害にあった人からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図ります。

(注)ハラスメントに関する取組は、「I 東京都女性活躍推進計画第1章 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止」にも記載があります。

具体的施策

ア 相談・普及啓発

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 227 | 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。 | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 228 | 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるようなことができるよう相談対応能力の強化を図ります。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

イ 労働相談

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-------|
| 229 | 労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。 | 産業労働局 |

ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|-----------|
| 230 | 各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるハラスメントの防止を図ります。 | 総務局 |
| 231 | 各局等にハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。 | 総務局 各局 |
| 232 | 講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修も行います。 | 総務局 |

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|----------|---|-----|
| 233 ☆ | 新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、ハラスメントに関する研修を行います。 | 総務局 |
| 234 ☆ | ハラスメント対策研修 ハラスメントの具体的事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を行います。 | 総務局 |
| 235 ☆ | ダイバーシティ時代のハラスメント対策 すべての職員の働きやすさのもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント対策を行います。 | 総務局 |
| 236 | 職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。 | 各局 |
| 237 | 公立学校の1年次（初任者）研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。 | 教育庁 |

4 性・暴力表現等への対応

現状・課題

- メディアや公共空間においては、表現の自由を十分に尊重しつつ、違法な性・暴力表現の制作・流通により、当該被害者のプライバシーが侵害されたり、名誉を毀損されたりすることを防止する必要があります。
- 平成26年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、平成27年7月から児童ポルノを所有するなどの行為について、罰則が適用されるようになりました。都では、平成29年に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、児童ポルノに当たる画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付きで新設しました。
- また、交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットに掲載・拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成26年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。私事性的画像に係る事案の相談件数は、私事性的画像被害防止法が施行された平成26年以降増加傾向にあり、令和元年は、全国で約1,500件となっています。
- スマートフォンの普及により、SNSやアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、メッセージやチャット機能等を悪用したトラブルや性犯罪などに巻き込まれるケースが増えています。
- こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を身に付けることが重要です。
- また、被害に遭ってしまった場合には、身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

取組の方向性

- メディアや公共空間における性・暴力表現については、法の遵守はもちろんのこと、メディア事業者自身による倫理規定の遵守など、自主的な取組も必要です。
- インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行います。
- トラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成します。
- また、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための取組を進めます。
- リベンジポルノや性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図ります。

具体的施策

ア メディアへの対応

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-----------|
| 238 | 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 239 | 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 240 | 青少年がインターネット等を利用する際の家庭でのルール作りを支援することで、保護者が青少年のインターネットの利用を的確に管理できる環境を整え、有害情報から青少年を守ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 241 | 情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。 | 教育庁 |

イ 被害者への支援等

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---|--------------------|
| 242 | 東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 福祉保健局 |
| 243 | 区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 244 | サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。 | 警視庁 |

ウ 普及・啓発

| 番号 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|--|-----------|
| 245 | SNSの不適切な利用に起因する性被害等を防止するとともに、青少年のインターネットの適正利用を推進するため、「ファミリールール」講座の運営や普及啓発に取り組みます。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 246 | ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 247 | スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。(再掲) | 警視庁 |
| 248 | 若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 249 | 青少年がインターネットやスマートフォン利用に伴うトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、青少年やその保護者、学校関係者などを対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営します。 | 生活文化スポーツ局 |

<東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール ロゴマーク）>



<ファミリ e ルール講座（ロゴマーク）>



<SNS の不適切な利用に起因する青少年の性被害防止に向けた普及啓発 Web サイトイメージ>



【数値目標】

<数値目標を掲げている事業一覧>

- 施策を着実に推進していくため、具体的な目標を以下のとおり定めます。

| 番号 | 項目 | 数値目標 | 事業 掲載計画 | 目標 年度 | 令和2年度 実績 | 所管局 |
|----|---|---------------|------------------|----------|------------------|-----------|
| 1 | 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数 | 27 団体 | 東京都配偶者暴力対策基本計画 | 令和8年度 | 17 団体 | 生活文化スポーツ局 |
| 2 | 配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きかけを行う区市町村数 | 年間目標 20 団体 | 東京都配偶者暴力対策基本計画 | - | 7 団体 | 生活文化スポーツ局 |
| 3 | 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの認知度 | 30% | 第4期東京都犯罪被害者等支援計画 | 令和7年度 | 11.9% (令和元年度) | 総務局 |

東京都配偶者暴力対策基本計画 事業一覧

| 番号 | 事業名 | 所管局 |
|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 第3部 第2章 配偶者暴力対策 | | |
| 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | | |
| (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進 | | |
| 1 ~ 4 | ア 都における普及啓発の実施 | 生活文化スポーツ局・政策企画局・教育庁 |
| 5 ~ 7 | イ 区市町村における普及啓発の支援 | 生活文化スポーツ局 |
| 8 ~ 9 | ウ 学校での人権教育の推進 | 教育庁 |
| 10 ~ 15 | エ 若年層向け啓発事業の推進 | 生活文化スポーツ局・警視庁 |
| (2) 早期発見体制の充実 | | |
| 16 ~ 20 | ア 医療機関における適切な対応 | 病院経営本部・生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 21 ~ 22 | イ 保健所や保健センターにおける適切な支援 | 福祉保健局・生活文化スポーツ局 |
| 23 ~ 25 | ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁 |
| 26 ~ 27 | エ 民生委員・児童委員への研修の実施 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 28 ~ 30 | オ 警察における通報への対応 | 警視庁 |
| 2 多様な相談体制の整備 | | |
| (1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実 | | |
| 31 ~ 40 | ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 41 ~ 41 | イ インターネットによる情報の提供 | 生活文化スポーツ局 |
| 42 ~ 42 | ウ 被害者支援基本プログラムの活用 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 43 ~ 44 | エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実 | 生活文化スポーツ局 |
| (2) 身近な地域での相談窓口の充実 | | |
| 45 ~ 46 | ア 警察における対応 | 警視庁 |
| 47 ~ 51 | イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援 | 生活文化スポーツ局 |
| (3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実 | | |
| 52 ~ 56 | ア 外国人被害者への対応 | 福祉保健局・生活文化スポーツ局 |
| 57 ~ 62 | イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 63 ~ 63 | ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化 | 総務局 |
| 64 ~ 64 | エ 男性被害者への対応 | 生活文化スポーツ局 |
| 65 ~ 72 | オ 多様化する相談等への対応 | 生活文化スポーツ局 |
| 3 安全な保護のための体制の整備 | | |
| (1) 保護体制の整備 | | |
| 73 ~ 79 | ア 一時保護体制の拡充 | 福祉保健局 |
| 80 ~ 82 | イ 同伴児童への対応の充実 | 福祉保健局 |
| (2) 安全の確保と加害者対応 | | |
| 83 ~ 85 | ア 警察における対応 | 警視庁 |
| 86 ~ 88 | イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁 |
| 89 ~ 92 | ウ 加害者対応 | 生活文化スポーツ局 |
| 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | | |
| (1) 総合的な自立支援の展開 | | |
| 93 ~ 94 | ア 総合的な被害者支援のための質の充実 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 95 ~ 100 | イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 101 ~ 102 | ウ 福祉事務所等との連携強化 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 103 ~ 104 | エ ひとり親家庭の支援の充実 | 福祉保健局・生活文化スポーツ局 |
| (2) 安全で安心できる生活支援 | | |
| 105 ~ 106 | ア 住民票の取扱い等適切な運用 | 総務局・生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 107 ~ 110 | イ 医療保険に関する適切な情報提供 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局・病院経営本部 |
| 111 ~ 113 | ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 114 ~ 115 | エ 就学の支援 | 生活文化スポーツ局・教育庁 |
| 116 ~ 118 | オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局・教育庁 |
| 119 ~ 121 | カ 自助グループへの参加支援 | 生活文化スポーツ局 |
| 122 ~ 123 | キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| (3) 就労支援の充実 | | |
| 124 ~ 125 | ア 職業訓練の実施 | 産業労働局 |
| 126 ~ 128 | イ 東京しごとセンター等における就労支援 | 産業労働局・生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 129 ~ 130 | ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援 | 生活文化スポーツ局 |
| (4) 住宅確保のための支援の充実 | | |
| 131 ~ 134 | ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保 | 住宅政策本部 |
| 135 ~ 136 | イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保 | 住宅政策本部 |
| 137 ~ 139 | ウ 一時保護施設等退所後の支援 | 福祉保健局・生活文化スポーツ局 |
| (5) 子供のケア体制の充実 | | |
| 140 ~ 146 | ア 子供のケア体制の徹底 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 147 ~ 147 | イ 子供家庭支援センター機能の充実 | 福祉保健局 |
| 148 ~ 150 | ウ 子供や保護者の心のケアの充実 | 福祉保健局・教育庁・生活文化スポーツ局・病院経営本部 |

| 番号 | 事業名 | 所管局 |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| 5 関係機関・団体等の連携の推進 | | |
| (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化 | | |
| 151 ~ 155 | ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 156 ~ 157 | イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援 | 生活文化スポーツ局 |
| 158 ~ 162 | ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援 | 生活文化スポーツ局 |
| 163 ~ 165 | エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実 | 生活文化スポーツ局 |
| 166 ~ 166 | オ 被害者支援基本プログラムの活用 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| (2) 民間団体との連携・協力の促進 | | |
| 167 ~ 172 | ア 民間団体との連携の促進 | 生活文化スポーツ局 |
| 173 ~ 175 | イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成 | 生活文化スポーツ局 |
| 6 人材育成の推進 | | |
| 176 ~ 179 | ア 職務関係者研修の充実 | 生活文化スポーツ局 |
| 180 ~ 182 | イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成 | 生活文化スポーツ局 |
| 7 二次被害防止と適切な苦情対応 | | |
| 183 ~ 184 | ア 二次被害防止のための研修の充実 | 生活文化スポーツ局 |
| 185 ~ 186 | イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化 | 生活文化スポーツ局 |
| 8 調査研究の推進 | | |
| 187 ~ 188 | ア 配偶者暴力被害に関する調査研究 | 生活文化スポーツ局 |
| 189 ~ 191 | イ 加害者対策のあり方検討 | 生活文化スポーツ局 |
| 第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策 | | |
| 1 性暴力被害者に対する支援 | | |
| 192 ~ 208 | ア 被害者等への支援 | 総務局・生活文化スポーツ局・福祉保健局・警視庁 |
| 209 ~ 218 | イ 普及・啓発 | 警視庁・交通局・生活文化スポーツ局・教育庁 |
| 2 ストーカー被害者に対する支援 | | |
| 219 ~ 223 | ア 被害者等への支援 | 警視庁・生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 224 ~ 226 | イ 普及・啓発 | 生活文化スポーツ局 |
| 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 | | |
| 227 ~ 228 | ア 相談・普及啓発 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局 |
| 229 ~ 229 | イ 労働相談 | 産業労働局 |
| 230 ~ 237 | ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策 | 総務局・各局・教育庁 |
| 4 性・暴力表現等への対応 | | |
| 238 ~ 241 | ア メディアへの対応 | 生活文化スポーツ局・教育庁 |
| 242 ~ 244 | イ 被害者への支援等 | 生活文化スポーツ局・福祉保健局・警視庁 |
| 245 ~ 249 | ウ 普及・啓発 | 生活文化スポーツ局・警視庁 |

東京都配偶者暴力対策基本計画 都民・事業者の取組一覧

| 番号 | 項目 | 概要 | 団体名 |
|------------------------------------|-------------|---|----------------------|
| 第3部 第2章 配偶者暴力対策 | | | |
| 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 | | | |
| (1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進 | | | |
| 1 | 普及啓発・研修 | 女性に対するあらゆる暴力廃絶のための周知や啓発を推進します。 | 商工会連合会 |
| 2 | 普及啓発・研修 | 加盟校における諸課題の情報共有を目的に設置した学生支援研究会議（年1回、1泊2日形式にて教職員を対象に開催）の際に、大学で起きる多様な暴力の問題について先進的にカリキュラムに入れている事例や、学生相談室体制、学生センターの強化、あるいは体育会の組織改革等、取組事例を調査し、意見交換や議論の機会を作ることで加盟校に紹介するなどの体制をとり、教育の課題として取り組むことを検討します。 | 私大連盟 |
| 3 | 普及啓発・研修 | 子供の面前での配偶者暴力が児童虐待に当たり、子供の精神に悪影響を及ぼすことを、様々な機会を通じて周知していきます。 | 公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 |
| 4 | 普及啓発・研修 | 家庭教育中での暴力を許さない社会形成のための教育を支援する研修会を企画します。 | 公立高等学校PTA連合会 |
| 5 | 普及啓発・研修 | 配偶者暴力の現状と課題について理解するため、被害者支援をしているNPO等を通じて学習会を行います。 | 連合東京 |
| 6 | 普及啓発・研修 | シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。 | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| (2) 早期発見体制の充実 | | | |
| 7 | 被害者支援 | 暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。 | 看護協会 |
| 8 | 提唱活動 | 家庭において、配偶者暴力を原因とする子供への虐待、育児放棄などの早期発見や子供の身の安全の確保のため、配偶者暴力が懸念される事案が発見された時に、東京都の配置として、学校と家庭を繋ぐスクールソーシャルワーカーを増やし、さらに利用しやすくなるようにすることを要望していきます。 | 公立中学校PTA協議会 |
| 2 多様な相談体制の整備 | | | |
| (2) 身近な地域での相談窓口の充実 | | | |
| 9 | 普及啓発 | 研修会等で配偶者暴力相談窓口について周知していきます。 | 公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 |
| 3 安全な保護のための体制の整備 | | | |
| (1) 保護体制の整備 | | | |
| 10 | 被害者支援 | シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲） | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| (2) 安全の確保と加害者対応 | | | |
| 11 | 提唱活動 | 家庭において、配偶者暴力を原因とする子供への虐待、育児放棄などの早期発見や子供の身の安全の確保のため、配偶者暴力が懸念される事案が発見された時に、東京都の配置として、学校と家庭を繋ぐスクールソーシャルワーカーを増やし、さらに利用しやすくなるようにすることを要望していきます。（再掲） | 公立中学校PTA協議会 |
| 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 | | | |
| (1) 総合的な自立支援の展開 | | | |
| 12 | 相談対応 | 相談事業 電話相談、メール相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。 | 被害者支援都民センター |
| 13 | 被害者支援・NPO支援 | シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲） | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| 14 | 被害者支援・NPO支援 | 女性のための顕彰活動により、女性のチャレンジを支援します。 「夢を生きる 女性のための教育・訓練賞」 対象：扶養家族に対し主たる経済的責任を負っている女性で、生活レベルアップを目指して高校と同等のプログラム、専門学校、技能訓練プログラム、大学学部課程に在学中もしくは入学許可を得ており、かつ経済的援助が必要な女性 | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| (2) 安全で安心できる生活支援 | | | |
| 15 | 学習会の実施 | 安全で安心できる生活支援についての学習会を検討します。 | 地域婦人団体連盟 |

| 番号 | 項目 | 概要 | 団体名 |
|---------------------------------|----------|--|----------------------|
| (3) 就労支援の充実 | | | |
| 16 | 経済的支援 | シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲） | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| 17 | 相談対応 | 連合東京なんでも労働相談を通じた労働問題への相談体制を強化します。 | 連合東京 |
| (5) 子供のケア体制の充実 | | | |
| 18 | 普及啓発 | 東京都犯罪被害者等支援を進める会議で得た情報を、広報誌を通して都内のPTA会員に周知します。 | 小学校PTA協議会 |
| 19 | 学習会の実施 | 学校の教職員、カウンセラーと協力して、生徒の心のケアについて保護者が学習する場を企画します。 | 公立高等学校PTA連合会 |
| 20 | 提唱活動 | 家庭において、配偶者暴力を原因とする子供への虐待、育児放棄などの早期発見や子供の身の安全の確保のため、配偶者暴力が懸念される事案が発見された時に、東京都の配置として、学校と家庭を繋ぐスクールソーシャルワーカーを増やし、さらに利用しやすくなるようにすることを要望していきます。（再掲） | 公立中学校PTA協議会 |
| 21 | 地域との連携強化 | 定時制・通信制に通っている生徒の中には結婚や出産をしている生徒や同棲している生徒もいるため、家庭と学校、スクールカウンセラー等を活用し、地域との連携を強化して子供の心のケアの充実を図ります。 | 公立高等学校定通PTA連合会 |
| 22 | 地域との連携強化 | 子ども・若者支援プラットフォームにおける子供食堂への支援を通じて子どもの現状把握に努めます。 | 連合東京 |
| 23 | 被害者支援 | 児童の家庭状況を把握し、心身ともに健康な生活ができるよう支援します。 | 私立初等学校協会 |
| 5 関係機関・団体等の連携の推進 | | | |
| (1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化 | | | |
| 24 | 地域との連携強化 | 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の機関との連携を強化します。 | 公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 |
| 25 | 地域との連携強化 | 定時制・通信制に通っている生徒の中には結婚や出産をしている生徒や同棲している生徒もいるため、家庭と学校、スクールカウンセラー等を活用し、地域との連携を強化して子供の心のケアの充実を図ります。（再掲） | 公立高等学校定通PTA連合会 |
| (2) 民間団体との連携・協力の促進 | | | |
| 26 | NPO支援 | 団体の希望に応じて、異なる組織間の連携・協働に関する相談、情報提供、講座、支援リソースのコーディネートを行います。 | NPOサポートセンター |
| 第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策 | | | |
| 1 性暴力被害者に対する支援 | | | |
| 27 | 相談対応 | 相談事業 電話相談、メール相談、面接相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。 | 被害者支援都民センター |
| 28 | 普及啓発 | セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発・資料の配布などに努めます。 | 工業団体連合会 |
| 29 | 普及啓発 | 加盟校における諸課題の情報共有を目的に設置した学生支援研究会（年1回、1泊2日形式にて教職員を対象に開催）の際に、大学で起きる多様な暴力の問題について先進的にカリキュラムに入れている事例や、学生相談室体制、学生センターの強化、あるいは体育会の組織改革等、取組事例を調査し、意見交換や議論の機会を作ることなどで加盟校に紹介するなどの体制をとり、教育の課題として取り組むことを検討します。（再掲） | 私大連盟 |
| 30 | 普及啓発 | 障害のある方に対する性暴力については、特に深刻なことから、引き続き啓発活動に取り組んでいきます。また、生徒手帳の通学路等、地域の協力も得る必要があるため、障害に対する啓発活動を行っていきます。 | 特別支援学校PTA連合会 |
| 31 | 普及啓発 | 啓発活動等 関係機関との連携や支援活動に関する広報啓発活動、被害者等に関する調査及び研究等を行います。 | 被害者支援都民センター |
| 32 | 普及啓発 | 女性に対する性犯罪・売買春・人身売買防止等への取組として、児童買春・児童ポルノ禁止等に関するユニセフ等の活動に協力・情報交換を行います。 | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| 33 | 研修 | 研修 性暴力被害について、より適切な対応ができるよう、相談員・支援員研修を実施したり、外部研修に積極的に参加します。 | 被害者支援都民センター |
| 34 | 被害者支援 | 暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。（再掲） | 看護協会 |
| 35 | 被害者支援 | 被害者への直接的支援事業 被害者の希望に応じて、警察署、病院、法廷等への付き添い、情報提供等を行います。 | 被害者支援都民センター |
| 36 | 被害者支援 | シェルターの支援、被害者支援（助ける組織を紹介、経済的援助等）、啓発活動（講演会等）を実施します。（再掲） | 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン |
| 37 | 教育の推進 | 安易な性行為がもたらす重大な結果について、特に女子生徒に対する指導とともに、男子生徒に対する指導も、学校、保護者共に教育活動に取り組んでいきます。 | 特別支援学校PTA連合会 |

| 番号 | 項目 | 概要 | 団体名 |
|----------------------------|---------------|--|-------------|
| 2 ストーカー被害者に対する支援 | | | |
| 38 | 被害者支援 | 暴力の被害者等の早期発見と支援 病院等勤務者による被害者の早期発見と対策等について学習会を実施します。(再掲) | 看護協会 |
| 39 | 相談対応 | 相談事業 電話相談、メール相談など、専門的な研修を受けた犯罪被害相談員による相談業務を行います。(再掲) | 被害者支援都民センター |
| 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止 | | | |
| 40 | 普及啓発 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、改正育児介護休業法に定められた事業主の義務について周知・啓発を図ります。 | 商工会議所 |
| 41 | 普及啓発 | セクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることを経営者に周知徹底し、防止のための取組方法や行政の支援策等を周知して具体的な取組を促します。 | 商工会連合会 |
| 42 | 普及啓発 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、関係法令等の周知を図ります。 | 中小企業団体中央会 |
| 43 | 普及啓発 | セクシュアル・ハラスメントや性暴力等の防止についての知識の普及啓発・資料の配布などに努めます。(再掲) | 工業団体連合会 |
| 44 | 普及啓発 | セクシュアル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメント防止について、改めて法制度の理解を深め、ハラスメント防止に向けたキャンペーン活動を実施します。 | 連合東京 |
| 45 | 普及啓発 | 「男女平等参画・人事諸制度担当者連絡会」で情報共有を進めます。 | 生協連合会 |
| 46 | 研修・講演会・学習会の実施 | 「セクシュアル・ハラスメントとは何か?」「中小企業においてセクシュアル・ハラスメント防止を根付かせるための意識改革について」をテーマに勉強会を実施します。 | 中小企業家同友会 |
| 47 | 研修・講演会・学習会の実施 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメントを理解するために研修を実施しています。 | 専修学校各種学校協会 |
| 48 | 相談対応 | 会員の要望に応じ検討し、相談に対応します。 | 書籍出版協会 |
| 49 | 相談対応 | セクシュアル・ハラスメントの防止 女性のための労働相談ダイヤルを実施し、セクシュアル・ハラスメントをはじめ女性のための労働相談を行います。 | 連合東京 |
| 4 性・暴力表現等への対応 | | | |
| 50 | 普及啓発 | 会員に対する勉強会等を開催し、インターネット利用で起きやすい違法な性・暴力表現の排除をしていくよう努めます。また、それを起こさないような管理体制を目指します。 | 青年会議所 |
| 51 | 普及啓発 | 協会の会報等によりメディアの重要性を告知し、必要に応じて出版各団体と連携を図り、協会の関係委員会等で検討します。 | 書籍出版協会 |
| 52 | 普及啓発 | 協会の会報等により男女平等参画の観点から、メディアの重要性について周知します。 | 雑誌協会 |
| 53 | 協議会等における検討 | ・男女平等参画について、「出版倫理協議会」において、行政や他の機関との連携に取り組みます。また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が遵守されるよう積極的に取り組みます。 ・「編集倫理委員会」において、人権の観点から男女平等参画を検討します。 | 雑誌協会 |

推進体制*

* I 東京都女性活躍推進計画より再掲

現状・課題

- 男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・NPOなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。
- 基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申出ができることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。

取組の方向性

- 男女平等参画を推進するための都の体制を整備していきます。
- 都の男女平等参画の状況に関する調査、情報収集及び分析を行い、その達成状況を、第三者機関を設置し把握していきます。

都の施策

ア 都における体制

- 男女平等参画を推進するため、都の体制を整備するとともに、行動計画の進捗状況についての的確に実績を把握し、毎年、都民に公表します。

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---------------|--|-----------|
| 302 | 男女平等参画審議会の運営 | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 303 | 男女平等参画推進会議の運営 | 都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---------|--|-----------|
| 304 | 年次報告の公表 | 基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行います。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

イ 相談（都民からの申出）

- 男女平等参画に関して都民が相談や申出ができる体制を整備します。

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|----------------|--|-----------|
| 305 | 男女平等参画に関する総合相談 | 東京ウイメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 306 | 女性の福祉に関する一般相談 | 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。 | 福祉保健局 |
| 307 | 労働相談 | 労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。(再掲) | 産業労働局 |

ウ 区市町村や事業者等との連携

- 都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実します。
- 区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催します。

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|---------------------|---|-----------|
| 308 | 女性も男性も輝くTOKYO 会議の運営 | 基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が連携・協力して取り組む場として、平成29年度に体制を見直して発足した「女性も男性も輝くTOKYO 会議」において、総合計画の進行管理や女性活躍推進に向けた取組の検討・提案や情報発信等を実施します。 | 生活文化スポーツ局 |

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-----|-----------------------|---|-----------|
| 309 | 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議 | 配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。 | 生活文化スポーツ局 |
| 310 | 区市町村との連絡会議等 | 都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 311 | 区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施 | 各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 312 | 男女平等参画（女性）センター館長会議 | 男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 313 | 区市町村職員等への研修の実施 | 男女平等参画（女性）センター・区市町村の相談員や職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。 | 生活文化スポーツ局 |

都民・事業者の取組

ア 都民・事業者における体制

- 男女平等参画を推進するため、「女性も男性も輝く TOKYO 会議」会員の体制を整備します。

| 番号 | 項目 | 概要 | 団体名 |
|-----|-----------|---|-----------------|
| 290 | 環境の整備等の検討 | 協会の各種委員会等で、男女平等参画に関連する課題について事業内容と共に検討します。 | 看護協会 |
| 291 | 環境の整備等の検討 | 男女共同参画推進のための環境整備を図るため、その実現に向けた諸課題について検討します。 | 私大連盟 |
| 292 | 連携・協働 | ボランティア・NPO等の市民活動センター及び自治体と連携、協働した活動を推進します。 | ボランティア・市民活動センター |

參考資料

配偶者暴力対策等をめぐるこれまでの取組経過

| 年度 | 東京都の動き | 法律関係等 |
|--------|--|--|
| 平成8年度 | ○「女性に対する暴力に関する検討委員会」設置 | ○男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ○男女共同参画2000年プラン策定(12月) |
| 平成9年度 | ○「女性に対する暴力」調査報告 | ○「女性に対する暴力部会」設置 ○「男女雇用機会均等法」改正(セクハラ防止) |
| 平成11年度 | | ○男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」制定 |
| 平成12年度 | ○「東京都男女平等参画基本条例」制定 ○「家庭等における暴力問題対策連絡会議」設置(18年度末廃止) | ○「児童虐待防止法」、「ストーカー規制法」、「犯罪被害者保護法」制定(5月) ○男女共同参画基本計画策定(12月) ○男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申において(7月) 「新たな法制度の検討を求めると」明記 |
| 平成13年度 | ○「家庭等における暴力」調査報告 | ○「配偶者暴力防止法」制定(4月) |
| 平成14年度 | ○東京都配偶者暴力相談支援センター整備(東京ウィメンズプラザ・東京都女性相談センター) ○男女計画の重点課題の一つに「家庭内等における暴力の防止」を掲げ、取組を開始 | ○「配偶者暴力防止法」全部施行(4月) |
| 平成15年度 | ○「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」報告 | |
| 平成16年度 | ○「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」調査審議報告(東京都男女平等参画審議会) ○地域における配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究(内閣府からの委嘱事業として実施) | ○「児童虐待防止法」改正 面前DVが児童虐待に当たると明記 ○「配偶者暴力防止法」改正 都道府県基本計画策定が義務化 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針」策定 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」改正 |
| 平成17年度 | ○東京都配偶者暴力対策基本計画等策定協議会設置 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(3月) ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」発行(3月) | ○「犯罪被害者等基本法」施行 ○第2次男女共同参画基本計画策定 |
| 平成18年度 | ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」進捗状況調査開始 ○「配偶者暴力被害者支援ハンドブック」作成 | ○「高齢者虐待防止法」制定 ○「男女雇用機会均等法」改正(セクハラ対策の措置義務化) |

| 年度 | 東京都の動き | 法律関係等 |
|--------|---|--|
| 平成19年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」設置 ○「配偶者暴力から子どもを守る連携プログラム」作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」改正 区市町村での基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務化 |
| 平成20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」報告 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待防止法」改正 |
| 平成21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」作成 ○港区配偶者暴力相談支援センター整備(都内区市町村で初) ○若年層向けカード「デートDVってなんだろう？」作成 | |
| 平成22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口」設置 ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3次男女共同参画基本計画策定 |
| 平成23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○板橋区配偶者暴力相談支援センター整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「障害者虐待防止法」制定 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」改正 |
| 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「若年層における交際相手からの暴力に関する調査」報告 | |
| 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○江東区、中野区、豊島区配偶者暴力相談支援センター整備 ○「医療関係者のための配偶者暴力被害者支援マニュアル」作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ハーグ条約加盟承認(平成26年度～) ○「配偶者暴力防止法」改正 ○基本方針改定 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても準用 ○「ストーカー規制法」改正 |
| 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」報告 ○葛飾区、練馬区配偶者暴力相談支援センター整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」改正 ○基本方針改定 (「母子及び父子並びに寡婦福祉法」名称変更による改正) ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」制定 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」改正 |
| 平成27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○台東区、荒川区配偶者暴力相談支援センター整備 ○性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業開始 | <ul style="list-style-type: none"> ○第4次男女共同参画基本計画策定 |
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 ○北区、江戸川区、杉並区配偶者暴力相談支援センター整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「障害者差別解消法」施行 ○「ストーカー規制法」改正 |
| 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○新宿区配偶者暴力相談支援センター整備 ○「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」改定 | |

| 年度 | 東京都の動き | 法律関係等 |
|--------|---|--|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○大田区、世田谷区配偶者暴力相談支援センター整備 ○「医療関係者のための配偶者暴力被害者支援マニュアル」改定 | |
| 令和元年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」報告 ○文京区配偶者暴力相談支援センター整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者暴力防止法」改正 ○基本方針改定 相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明記 ○「児童虐待防止法」改正 ○「男女雇用機会均等法」改正(事業主のハラスメント防止対策の強化) |
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○品川区配偶者暴力相談支援センター整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○第5次男女共同参画基本計画策定 ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 | <ul style="list-style-type: none"> ○「ストーカー規制法」改正 |

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和元年法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害

者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長

は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容

を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第

二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申し立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心

身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規

定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|----------------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 令和 2 年 3 月 23 日 最終改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難

しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難

となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮するこ

とが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等とその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、

それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議設置要綱

平成 19 年 4 月 3 日 18 生都男女第 191 号決定
平成 21 年 4 月 1 日 21 生都男女第 1 号一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 22 生都男女第 1 号一部改正
平成 22 年 7 月 9 日 22 生文総総第 825 号一部改正
平成 25 年 10 月 28 日 25 生都平第 120 号一部改正
平成 28 年 8 月 1 日 28 生都平第 43 号一部改正
平成 29 年 3 月 1 日 28 生都平第 254 号一部改正
平成 30 年 4 月 13 日 30 生都平第 20 号一部改正
令和元年 5 月 27 日 31 生都平第 43 号一部改正
令和 3 年 6 月 10 日 3 生都平第 109 号一部改正

(設置)

第 1 配偶者・パートナー等親密な男女間で起こる暴力（以下「配偶者暴力」という。）問題に係る総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するため、東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 ネットワーク会議の検討事項は次に掲げるものとする。

- (1) 配偶者暴力対策の促進に関すること。
- (2) 配偶者暴力対策基本計画の推進に関すること。
- (3) 配偶者暴力対策関係機関の連携の促進に関すること。
- (4) その他、総合的な配偶者暴力対策の推進に関し、ネットワーク会議で協議を必要とする事項

(構成)

第 3 ネットワーク会議は次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 別表 1 に掲げる職にある者
- (2) 学識経験又は配偶者暴力の被害者支援に関する実践経験を有する者で、東京都生活文化局長が委嘱する者

2 ネットワーク会議には会長を置く。

3 会長は、東京都生活文化局男女平等参画担当部長の職にある者をもって充てる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第 4 委員の任期は、1 年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5 会長は、必要に応じてネットワーク会議を招集する。

2 会長は、専門家等から意見を聴取する必要がある場合等は、委員以外の者に対して、ネットワーク会議への出席を求めることができる。

(オンラインによる会議)

第6 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(部会)

第7 ネットワーク会議には配偶者暴力対策推進部会及び配偶者暴力対策連携部会を設置する。

2 部会は、次に掲げる者を委員として構成する。

(1) 配偶者暴力対策推進部会の委員は別表2に掲げる職にある者

(2) 配偶者暴力対策連携部会の委員は別表3に掲げる職にある者

(3) 学識経験又は配偶者暴力の被害者支援に関する実践経験を有する者で、東京都生活文化局長が委嘱する者

3 配偶者暴力対策推進部会の部会長は、東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課長の職にある者を、配偶者暴力対策連携部会の部会長は、東京ウィメンズプラザ所長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は必要に応じて部会を招集する。

5 部会長は必要に応じて部会の下にワーキンググループを置くことができる。

6 部会長は専門家等から意見を聴取する必要がある場合等は委員以外のものに対して部会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8 会議は、原則として非公開とする。ただし、会長が認めるときは、公開とすることができる。

2 会議録等は、原則として公開するものとする。ただし、会長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(庶務)

第9 ネットワーク会議の庶務は、東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課において処理する。

2 配偶者暴力対策推進部会の庶務は東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課において処理する。

3 配偶者暴力対策連携部会の庶務は東京ウィメンズプラザにおいて処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月3日から施行する。
- 2 家庭等における暴力問題対策連絡会議設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する

別表 1

配偶者暴力対策ネットワーク会議委員

| |
|--------------------------|
| 総務局人権部被害者支援連携担当課長 |
| 福祉保健局保健政策部保健政策課長 |
| 福祉保健局生活福祉部計画課長 |
| 福祉保健局高齢社会対策部認知症対策担当課長 |
| 福祉保健局少子社会対策部計画課長 |
| 東京都児童相談センター事業課長 |
| 福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 |
| 東京都女性相談センター所長 |
| 東京都女性相談センター多摩支所長 |
| 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長 |
| 産業労働局雇用就業部計画調整担当課長 |
| 住宅政策本部都営住宅経営部管理制度担当課長 |
| 教育庁総務部人権教育調整担当課長 |
| 警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長 |
| 特別区女性政策主管課長会代表 |
| 市町村男女平等参画施策担当課長会代表 |
| 特別区福祉事務所長会代表 |
| 東京都市生活保護担当課長会代表 |
| 特別区児童主管課長会代表 |
| 東京都市子育て関連担当主管課長会代表 |
| 特別区保健所保健予防課長会代表 |
| 東京都保健所保健対策関係課長会代表 |
| 特別区指導室課長会代表 |
| 東京都市管理指導室課長会代表 |
| 東京地方裁判所代表 |
| 東京地方検察庁代表 |
| 東京出入国在留管理局代表 |
| 東京弁護士会代表 |
| 第一東京弁護士会代表 |
| 第二東京弁護士会代表 |
| 東京都医師会代表 |
| 日本司法支援センター代表 |
| 東京都人権擁護委員連合会代表 |
| 東京都民生児童委員連合会代表 |
| 東京ウィメンズプラザ所長 |
| 生活文化局男女平等参画担当部長 |
| 生活文化局都民生活部男女平等参画課長 |

配偶者暴力対策推進部会委員

生活文化局都民生活部男女平等参画課長
総務局人権部人権施策推進課課長代理（被害者支援連携担当）
福祉保健局保健政策部保健政策課課長代理（地域保健担当）
福祉保健局生活福祉部保護課課長代理（保護担当）
福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課課長代理（認知症支援担当）
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課課長代理（児童相談所運営担当）
福祉保健局少子社会対策部家庭支援課課長代理（母子保健担当）
福祉保健局少子社会対策部育成支援課課長代理（女性福祉担当）
東京都女性相談センター課長代理（相談担当）
東京都女性相談センター課長代理（事業担当）
東京都女性相談センター多摩支所課長代理（相談担当）
東京都児童相談センター事業課課長代理（事業担当）
福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課課長代理（精神保健担当）
東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課課長代理（相談担当）
東京都立小児総合医療センター心理・福祉科主任
産業労働局雇用就業部調整課課長代理（計画担当）
住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課課長代理（管理企画担当）
教育庁総務部教育政策課課長代理（人権教育調整担当）
警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室規制係長
東京都保健所地域保健課長代理会代表
東京ウィメンズプラザ課長代理（相談担当）

配偶者暴力対策連携部会委員

東京ウィメンズプラザ所長
総務局人権部人権施策推進課課長代理（被害者支援連携担当）
東京都児童相談センター相談援助課課長代理（児童福祉第三担当）
東京都女性相談センター課長代理（相談担当）
東京都女性相談センター多摩支所課長代理（相談担当）
東京都立中部総合精神保健福祉センター広報援助課課長代理（相談担当）
病院経営本部都立病院医療相談担当者会代表
教育庁総務部教育政策課課長代理（人権教育調整担当）
特別区女性政策主管課長会代表主管相談担当係長
市町村男女平等参画施策担当課長会代表主管相談担当係長
特別区福祉事務所長会代表所管母子・婦人相談員
東京都市生活保護担当課長会代表所管母子・婦人相談員
特別区児童主管課長会代表担当係長
東京都市子育て関連担当主管課長会代表担当係長
特別区保健所保健予防課長会代表区保健所担当係長
東京都保健所地域保健課長代理会代表
警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカ一対策室規制係長
生活文化局男女平等参画課課長代理（企画調整担当）

東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議委員名簿

令和4年3月現在

| | 所 属 |
|----|---|
| 1 | 総務局人権部被害者支援連携担当課長 |
| 2 | 福祉保健局保健政策部保健政策課長 |
| 3 | 福祉保健局生活福祉部計画課長 |
| 4 | 福祉保健局高齢社会対策部認知症対策担当課長 |
| 5 | 福祉保健局少子社会対策部計画課長 |
| 6 | 東京都児童相談センター事業課長 |
| 7 | 福祉保健局少子社会対策部育成支援課長 |
| 8 | 東京都女性相談センター所長 |
| 9 | 東京都女性相談センター多摩支所長 |
| 10 | 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課長 |
| 11 | 産業労働局雇用就業部計画調整担当課長 |
| 12 | 住宅政策本部都営住宅経営部管理制度担当課長 |
| 13 | 教育庁総務部人権教育調整担当課長 |
| 14 | 警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室長 |
| 15 | 特別区女性政策主管課長会代表（千代田区国際平和・男女平等人権課長） |
| 16 | 市町村男女平等参画施策担当課長会代表（東村山市市民相談・交流課長） |
| 17 | 特別区福祉事務所長会代表（荒川区子ども家庭部子育て支援課ひとり親女性福祉係長） |
| 18 | 東京都市生活保護担当課長会代表（東大和市福祉部生活福祉課長） |
| 19 | 特別区児童主管課長会代表（墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課長） |
| 20 | 東京都市子育て関連担当主管課長会代表（国分寺市子ども家庭部子育て相談室長） |
| 21 | 特別区保健予防課長会代表（杉並区杉並保健所保健サービス課長） |
| 22 | 東京都保健所保健対策関係課長会代表（多摩府中保健所保健対策課長） |
| 23 | 特別区指導室課長会代表（港区教育委員会教育人事企画課長） |
| 24 | 東京都市管理指導室課長会代表（福生市教育部参事兼教育指導課長） |
| 25 | 東京地方裁判所代表（東京地方裁判所判事） |
| 26 | 東京地方検察庁代表（東京地方検察庁検察官検事） |
| 27 | 東京出入国在留管理局代表（東京出入国在留管理局総務課長） |
| 28 | 東京弁護士会代表（東京弁護士会性の平等に関する委員会副委員長） |
| 29 | 第一東京弁護士会代表（第一東京弁護士会人権擁護委員会第5部会部会長） |
| 30 | 第二東京弁護士会代表（第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会委員） |
| 31 | 公益社団法人東京都医師会代表（公益社団法人東京都医師会理事） |
| 32 | 日本司法支援センター代表（日本司法支援センター東京地方事務所副所長） |
| 33 | 東京都人権擁護委員連合会代表（男女共同参画社会推進委員会副委員長） |
| 34 | 東京都民生児童委員連合会代表（東京都民生児童委員連合会常任協議員） |
| 35 | 一般社団法人 ウェルク(WERC) 理事 |
| 36 | NPO法人 女性ネットSaya-Saya理事 |
| 37 | 東京ウィメンズプラザ所長 |
| 38 | 生活文化局男女平等参画担当部長 |
| 39 | 生活文化局都民生活部男女平等参画課長 |

東京都男女平等参画推進総合計画
Ⅱ 東京都配偶者暴力対策基本計画

令和4年3月発行

登録番号(3)43

編集・発行 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3189



リサイクル適性®

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

